

(第一類 第八号)

衆第七十五回国会 農林水産委員会議録第十三号

(一九二)

昭和五十年三月十三日(木曜日)  
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 滝谷 直藏君

理事 笠岡 喬君

理事 中川 一郎君

理事 渡辺美智雄君

理事 芳賀 貢君

足立 篤郎君

今井 勇君

片岡 清一君

熊谷 義雄君

中尾 栄一君

増岡 博之君

森下 元晴君

角屋堅次郎君

島田 琢郎君

野坂 浩賢君

美濃 政市君

瀬野栄次郎君

稻富 稔人君

理事 坂村 吉正君

理事 藤本 孝雄君

理事 井上 泉君

理事 津川 武一君

上田 茂行君

吉川 久衛君

佐々木 秀世君

本名 武君

水野 清君

綿貫 民輔君

柴田 猛君

健治君

森下 元晴君

水野 博之君

増岡 染谷

民輔君

島田 安夫君

染谷 誠君

水野 清君

綿貫 民輔君

島田 安夫君

染谷 誠君

水野 清君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 藤井 裕久君

自治省財政局指

導課長 関根 則之君

農林水産委員会 尾崎 肇君

調査室長 誠君

同

委員の異動

三月十三日

辞任

愛野興一郎君

補欠選任

綿貫 民輔君

森下 元晴君

増岡 博之君

水野 清君

染谷 誠君

島田 安夫君

染谷 誠君

水野 清君

綿貫 民輔君

島田 安夫君

染谷 誠君

水野 清君

する法律案(内閣提出、第七十二回国会附法第  
八四号)

○滝谷委員長 これより会議を開きます。  
農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田(琢)委員 今回、七十二回国会から引き継ぎになっております農振法の関係について若干の質問をいたしたいと思います。

大臣がお見えでないようございますので、政務次官並びに局長にお答えをいただいて、あと大臣にどうしても質問しなくてはならぬ部分もござりますので、その部分は残させていただきたいと思っています。

まず、政務次官、この法案の趣旨について私どもも承ったのであります。従来、この農業振興地域といふものの取り上げ方については、末端にはかなり浸透はしてきておりますものの、農業振興地域といふものは一体何なんだという点が必ずしも農家の個々によく理解されているとは言えない部分があるようであります。したがって、農用地あるいは農振地域以外の山林とかそのほかの原野とかといふものの取り扱いについても、現地ではやや混乱しているような感がありまして、私も農振法なるものの説明をするときになかなか明確に説明し切れない部分も実はあります。

そういう点、政務次官からでなくとも、担当の局長で結構ですが、局長、今回この法案を提案するに至るまでの間ににおいて、農業振興地域なるものは一体どういうふうな区分になつていて、現地はどういう状態でこの振興地域の取り扱いがなされているのか。これは概念的で結構ですが、当初

にその点を明確にしていただきたいと思います。  
○大山政府委員 農振法が四十四年にできまして、自來農振法に基づきます農業振興計画を樹立してきたわけであります。それで、二月二十日現在で、三千八地区につきまして農振計画ができ上がっているわけでございます。

農振法の目的といたしますところは、農業振興というものを長期にわたつて図るべき地域といふものを明らかにいたしまして、その中の土地の農業上の計画的といいますとか、効率的といいますか、利用を確保する、こういう目的でできているわけでございます。そういう計画でおおむね全国に網をかぶせましたので、昨年に、農振地域の今後のあり方といいますか、国の農業投資のあり方といいますか、それを明確にする意味をおきまして、いわゆるメリット通達というものを出したわけでございます。土地改良でありますとか、そういう基盤整備事業あるいは農業の近代化に関する事業、あるいは農地保有の合理化に関する事業などは農振地域の中の農用地区域に原則として集中する、そして加工流通施設のようなものあるいは農村の環境整備といったようなものにつきましては農振地域に集中するということにいたしましたが、自後、土地改良事業等につきましてはすべてこれを農用地区域において実施する、土地改良事業として新規に採択する際に、もしこれが農振用地にある場合は農用地区域に入れてからでなければ施行しない、こういうふうなことで現在対処しているようなわけでございま

す。  
農振法といふものが、当初、領土宣言と申しますか、そういう趣旨で出てまいりまして、いま全国にその網をかぶせました。いま、そのかぶせたところの農用地を中心としたとして、今後の施策の集中的な投資を……

〔発言する者多し〕

○鷹谷委員長 御静粛に願います。

○大山政府委員 そして、その中に農用地区域内におきます土地の計画的な高度利用というものについてまいり、また、担い手の育成を図つてまいりたい。こういうふうに考へておられるわけでござります。

○島田(琢)委員 ところで、いま局長からお話をしがありましたように、この農振法なるものは多くに領土宣言的な意味合いを強めて当初出発をしたというふうなお話しでございましたし、また、事実そういう考へ方に立つて現地の指定なども行なわれてきたようであります。日本の食糧状態を考えますときに、もはや、現在あります約五百八十万ヘクタールと言われております耕地ですね、農地、これだけで今日の国内の食糧の自給率を決定的に高めていくのはきわめて問題があるといふ点が幾度も指摘をされているわけであります。が、今回出されました農振法は、この内部の整備をすることと、それから宣言法からもう一步前進して、具体的な具体法としてこれを取り上げていこうという考へ方がおありのようであります。そういう姿勢については私は非常に評価をしております。

ただし、前段に申し上げましたとおり、耕地面積が決定的に不足しているという実態を考えますときに、相当大幅な開発というものを新たに起こしていくという姿勢がないといけないのじゃないか。少なくとも六百五十万ヘクタールぐらいまで持ち上げていくぐらいの気構えがないといけないわけですが、そういう耕地の拡大、開発というような面については、この農振法の中で具体的に考へておる方針というようなものがおありでしようか。あるとすれば、お示しをいただきたいと思うのです。

○大山政府委員 現在農用地区域に入つております農地面積といいますか、全国をおおむね網をかぶせました現段階におきまして、農用地区域内にある田畠、あるいは将来田畠、樹園地にすべく入

つております山林原野、こういう面積、つまり用途区分別に見てまいりますと、四百六十七万ヘクタールが農地として入つておられるわけでござります。

ところで、現在、農政審議会におきまして、六十年におきます生産と需要の見通しといふものを御審議いただいているわけでございますが、その案によりますと、今後の転用という問題について、経済成長率が5%程度——これは今後の決定を待つわけでござりますけれども、相当大幅に下がつてくるということを前提といたしまして、過去の実績等から仮に趨勢値を出してみると、農地の転用面積というのも減つてしまい。そういうこともございますが、それを踏まえながらも、六十年の生産目標に必要な農地といなしましては五百八十五万ヘクタールを必要とする。こういうふうなことになるというふうに現在農政審議会で御審議いただいているわけでございますが、その試案ではそうなつておるわけでございます。

そこで、五百八十五万ヘクタールを必要とする。こういうふうなことになるといふふうに現在農政審議会で御審議いたしているわけでございますが、その試案ではそうなつておるわけでございます。

そこで、五百八十五万ヘクタールを必要とする。こういうふうなことになるといふふうに現在農政審議会で御審議いたしているわけでございますが、その試案ではそうなつておるわけでございます。

そこで、五百八十五万ヘクタールを必要とする。こういうふうなことが四百六十七万、大体の水準には達しているといふふうに考へるわけでございまして、農用地区域を中心といたしまして、そして生産と需要の見通しに合うようにしてまいりたい。こういうふうに考へるわけでござります。

そういう五百八十五万といふふうな生産目標を達成いたしましたためには、先ほど申し上げましたような廃棄の趨勢といふものを使ははじくといったふうに考へるわけでござります。

○大山政府委員 四十四年に土地改良の長期計画を立てますために調査をいたしたわけでござります。自然条件にさらに経済条件をあわせまして、今後開発をさるべき土地はどのくらいあるかという問題を詰めたわけでござりますけれども、その結果といたしまして出てまいりましたのが百五十万ヘクタールでござります。その百五十万ヘクタールといふものを今後どう開発していくかといふ問題を決めておられるわけでござりますが、今後開発をするべき土地はどのくらいあるかといふ問題を詰めたわけでござりますけれども、その結果といたしまして出てまいりましたのが百五十万ヘクタールでござります。その百五十万ヘクタールといふものを今後どう開発していくかといふ問題を決めておられるわけでござります。

そこで、昨年の国会で成立させていただきました農用地開発公團によります草地の造成といふ問題も含みまして、これらの開発をいたしてまいりたいといふふうに考へるわけでござりますが、今後の開発の方向として最も必要なものは草地であり、さらには畑であるといふふうに考へるわけでござります。

開発を行つてまいりたい、こういうふうに考へるわけでございます。

○島田(琢)委員 北海道、九州あたりが中心になつておられます耕作放棄地の有効利用というこ

とも当然あわせ考へなければ、六十年の必要目標といいますか、生産目標に必要な面積を有効に利用するということになりますので、それらの耕作放棄地等を中心といたします農地の高度利用とすることもあわせ國らねばならぬといふふうに考へるわけでござります。

今後の農振法の改正におきまして、開発規制の規定を入れ、あるいは利用増進事業なり、あるいは特定利用権の設定ということをお願いしております趣旨もまたそういうところにあるわけでござります。

○島田(琢)委員 六十年目標で八十六万ヘクタールの開発計画をこれから進めていかなければならぬ、また、内部的には未利用地の有効利用といふような方向で進めていかなければならないといふお話しであります。されば、八十六万ヘクタールという新たな開発計画をどの地域で主としておやりになろうとしているのか。その点はいかがですか。

○大山政府委員 六十年目標で八十六万ヘクタールといふ新たな開発計画をどの地域で主としておやりになろうとしているのか。その点はいかがですか。

北海道農業会議が出しました百万ヘクタールの開発計画をこれから進めていかなければならぬ、また、これはなかなか金がかかるのであり、政府の相当の決意がありませんと八十六万ヘクタールというのは確保できないと思うのです。ですから、北海道農業会議が出した意見なるものは非常に貴重なものだと私は踏まえておるのです。ただし、北海道といえども、開発にはこれから非常に金がかかる。簡単に開発できるところはもうほとんど開発し尽されているというのが現況であります。しかし、これはなかなか金がかかるのであり、政府の相当の決意がありませんと八十六万ヘクタールというのは確保できないと思うのです。ですから、北海道農業会議が出した百万ヘクタールの開発計画をこれから進めていかなければならぬ、また、これはなかなか金がかかるのであり、政府の相当の決意がありませんと八十六万ヘクタールといふ新たな北海道地域における開発といふものが達成すれば、いま局長がおっしゃつておられるように、九州やそのほかのところを含めればもっと開発ができるということになるのですね。

ですから、八十六万ヘクタールが少な過ぎるとか多過ぎるとかという議論は別にしまして、姿勢として、やはり相当の気構えがないとこれは開発ができないといふ実態にいまあるのですが、それについては、政務次官の腹構えのほどをと言えば通り一遍のお話しなるんでしょけれども、そうではなくて、北海道からこういう重要な提言が行われているんだが、この点は一体農林省としてはどういうふうに踏まえていらっしゃるか、そこをひとつお聞きしたいと思います。

○江藤政府委員 北海道の御提案は頗るすべきものであると私は思います。ただ、先ほど局長が申し上げましたように、これから八十六万ヘクタールを開発していく、造成していくことは

大変なことでありまして、それにはそれ相応の財源の確保ということが第一番になりますけれども、それには並行して綿密な計画が必要になってくるのはもちろん当然のことであります。

百万町歩がいいかどうかということについて

は、私どもこれは一つの提言として厳に検討す

る必要があると思います。ただ、先生も御存じの

ように、北海道は、たとえば牧草地にしますとい

うと、せつかくつくりましても二、三年でその機

能を全く半減するか、あるいはそれ以下にしてし

まうような特殊地帯であります。それならば、

開発可能地域がそのまま将来農耕に供せられ、収

益を確保するに値するものであるかということに

なると、これは西南暖地と違いますから、農林省

としてもいさか検討すべき余地があると思いま

すけれども、いざにしましても将来の食糧政策

を推進していく上には、多くの壊滅地が出ること

を考えながらも、それ以上のものを確保していく

ということ、これが農林省としての大原則でなけ

ればなりませんし、全国的な調査をしながら、同

時に計画を逐一立てて、そして財源を裏づけして

事業の推進を図る、これには私どもは相当の決意

を持つておりますし、これが果たせなかつたら

ば日本の将来の農業というものは本当に伸ばして

いくことはできない、それぐらいに実は考えてお

るわけであります。

○島田(琢)委員 いまの政務次官のお話で北海

道の開発に対する気構えのほどは私はわかつた

のであります、ただ、おっしゃるように、そし

て先ほど私が触れましたように、これから開発

地は確かに非常にお金がかかります。お金がかか

ると同時に、そこに入る農家の能力が問題であ

る。能力と言いましても、仕事の上の能力ではなくて、余り大きな借金を背負つて入るということ

になりますと、先行きが非常に心配なわけです。それは現に、根釧原野のあの開発につきまし

て、一戸当たりすでに相当のお金になつてしま

すね。ですから、いまの計画に沿つてあそこに入植をしたとしても、二、三年たつたらばてしま

う。せつかく意気込んで入つたけれども、意気込むだけではやり切れないなつて、償還の計画もうまいかないというようなことが出てまいりますと、これはまさに仏をつくって魂を入れないような結果になつてしまふということを私は非常に憂えているんです。

ですから、根釧原野の計画についても、一面ではいろいろな意見があそこにもあります。たとえば、そこだけに大きなお金を突っ込んで一般農家に対する策はどうしたんだというような意見も私どもは率直に承つてゐるわけです。しかし、そろは言つても、これから開発といふものは、いま政務次官もおっしゃるようになかなかお金のかかることがありますし、また、そのことが経営者に対しても非常に大きな重荷になるということも覚悟しなければなりませんが、それは、全国的なことを言えば、何といつても大事な食糧の自給度を高めていくという大きな役割を果たしていくことにもなるわけですから、そこを何とか政策上で、大方向を一面はとつてもらわなければならぬと思うのです。

ですから、これらの開発に当たつて、その点についてどこまで国の責任が示されるかということともこの事業推進の一つの大きななきになると私は思うのですが、そういう構想などについてはいかがですか。

○大山政府委員 根釧原野といいますか、農用地開発公団がしょっぱな事業として本格的に取組んでおるのが根室でございます。そこで、本年度の予算におきましても、全体としては基盤整備一〇三・四の伸びの中におきまして、公団事業につきましては八十三億の事業費を予定いたしました。そして、その中で、たしか根室は四十三億だ

なり上物を造成する立場から申しますならば、極力それが負担を減らすという中において、そしてなお五十頭規模の大規模經營を行う中において、あそこが根釧原野として発足いたしまして、現在

現在進めているわけござります。

農用地開発ということになりますと、確かに、

先生御指摘のように事業費は逐次増高しているわ

けでございます。そういうこともございまして、補助率につきましては、これはほかにない補助率を使つていてるわけでございます。さらに、農用地開発公団の行います大規模開発におきましては、上物と申しますか、それまで一括して建てる。その資金額についても、ものにもりますけれども、国費を投入いたしまして、そしてその資金源としての必要額は財投という比較的低利の金を借りるというようなかつこうで、そして、また、償還条件も財投金利ということをベースにする、このことで極力農民負担の軽減に努めているよ

うな次第でございます。

現在、われわれといたしましては、あそこでできます草地を前提といたしまして五十頭規模の經營を行つならば、あそこで増産されます経済効果といふものと見合つてペイするであろう、こういふううな予定を組んでいるわけでございます。しかし、その前提といたしましては、価格支持政策というような問題が当然前提になつてくると思ひます。

価格政策につきましては、農林省といたしましても、他の農産物それぞれの事情によりまして算入の方式は異なるにいたしましても、とにかくにも価格支持というかつこうにおいて、農産物が均衡ある価格支持のもとでそれぞれの経営が行われるようになればならないということはもちろん前提でございます。

そういった価格支持政策と相ましまして、基盤なり上物を造成する立場から申しますならば、極力それが負担を減らすという中において、そしてなお五十頭規模の大規模經營を行う中において、あそこが根釧原野として発足いたしまして、現在すでに過密になつてゐるという生態を——つま

り、逆に言うならば、新たな大規模經營の芽がすつたと思います。本年度中に一部入植者を入れ得るところまで持つてまいりたいというかつこうで、たしたいというふうに考へるわけでございます。たしかに根室の計画については、昨年も私は大山局長といいろいろ具体的な細かな問

題まで触れて質疑をしたことがあるのですが、一つ非常に私が心配をしておりますのは、昨年もそうありましたが、ことしの予算の中でも見られますように、農林省の大変な意気込みはわかるのですけれども、いつも大蔵省に行って予算を削るだけではやり切れないなつて、償還の計画もうまいかないというようなことが出てまいります。たゞ、これはまさに仏をつくって魂を入れないよう

むだけではやり切れないなつて、償還の計画もうまいかないというようなことが出てまいります

と、私はその辺は十分理解はするのですけれども、私はその辺はそれをおつしやつていての

で、私はその辺は十分理解はするのですけれども、予算の問題になつてくるといつもね返されてしまつて、ことしも二十一戸の入植が危ぶまれているというようなことになりそななのです。現

地ではもう順番を決めて、そこへ向けて經營をや

ろうという意欲も持つてすべての準備を進めてい

るやさきに予算を削られちやつて、何人かが落とされちゃう。こういうことになりますと、せつか

く計画を持つて進めていくこうとしても現地が混乱してしまう。それは大蔵省の窓口がかたいこともあります。

私はよくわかっているのですけれども、これは事

食糧政策にかかる重大な問題ですから、何が何

でもこれを優先させるという姿勢で日ごろ大蔵省

の説得に当たられるべきだと私は思うのです。

その点について若干の不満をこしの予算の中

で私は持つていていますけれども、この見通しは暗いのですか。

○大山政府委員 農用地開発公団事業をふやしま

すためには、何としても基盤整備全体の予算とい

う問題との関連があるわけでございます。基盤整備の予算といふものにつきましては、公共事業全

体の中の総需要抑制という問題があるわけでござります。したがつて、われわれといたしまして

は、本年度の前年対比一〇三・四の伸びといふも

のには決して満足しているわけではございませ

ん。

ただ、一つ言わせていただきますならば、一般公共事業の中に占めます基盤整備のシェアと申しますが、これの過去からの傾向を見てまいりますと、かつて四十四年当時一四・三のシェアを占めておりました。その後逐年〇・一ポイントと

P

ようなかつこうで低落してまいりまして、四十九年には一三・三%まで落ち込んだわけでございます。それに対しまして五十年が一三・五%，つまり、過去の下げ基調というものを下げどまつた、いわば逆にかま首を持ち上げ出したと、いう点はひとつ御了解いただきたいと思うわけでございます。これは、基盤整備という問題、またその背景にござります食糧という問題に対しまして、國民全体のコンセンサスが変わってきたということもちろんござりますし、認識が変わってきたということともござりますけれども、五十年代はそういう意味において一般公共の中でシェアが逆にまた上回るといいますか、歯どめをかけ得たという点は、今後基盤整備というものにつきましてこれをやし得る基礎ができたというふうに理解するわけでございます。われわれといたしましては、将来の見通しが暗いか明るいかということではなくて、これが下げるどまつて、むしろ逆勢に、何と申しますか、上向いてくるようになった五十年というものを契機といたしまして、何が何でもふやしてまいらねばならぬというふうに考えるわけでござります。

○大山政府委員 先生の言われますのは、当初の農林省要求ベースの際の予定した戸数でござります。確かに、われわれが現在のところ決定いたしました予算におきましては、仮にこれが全部入植だけを相手といたすということになりますれば相当の戸数ということになりますけれども、やはり、あそこで増反する方のことも考えねばならないということで、入植につきましては、ことしの予算で、本年度中に八戸ないし十二戸は入植せ得るであろうというふうに考え、また、そういうふうにはぜひしたいというふうに考えるわけでございます。

なお、来年度以降につきましては、ひとつ計画的に戸数が確保できるように公団事業を進めてまいりたいと思うわけでございます。

○島田(琢)委員 農林省の当初計画案であるから必ずしもそのとおりいかない場合もあるという御説明ですけれども、しかし、現地は二十一戸入れると思い込んでいるのですね。農林省の姿勢を信頼しましてね。だから、二十一戸入れるとばつかり思つていたら、いま言つたよう八戸か十二戸になっちゃつたというのでは、残された人たちは、何だ、農林省の計画はいつもこんなことなかといふことで挫折してしまいますね。正直言うと、一年待てということは大変なんです。もう本当に前がきして張り切つている人たちが残されていくわけですからね。当初における計画の中できつて、農林省の計画としては二十一戸何とかがんばりたいが、その場合はまさか八戸か十戸にしかならぬとも言えないと、どうけれども、かなり確率の高い説明をしておきませんと現地の混乱が生じてしまうので、この辺はこれから行政上の指導の問題として十分御配慮をいただかなければならぬと私は思うのです。私にも問い合わせがあつて、二十一戸大丈夫なのかと言うからいや、ことしの予算で見る限り、二十一戸全部はどうも入植せ得ることと言つたら、何だ、そんな話なら最初の約束と違うじゃないかということで、なんおしゃかりをいただいているわけですから、今後

字でその目標を現地に明らかにされることが必要だと私は思うのです。  
ところで、委員長、私はどれくらいの時間が与えられるんでしょうか。それによって質問が変わりますので……。  
○濱谷委員長　まだ十分ございますから、大丈夫ですから、どうぞゆっくりやってください。  
○島田(琢)委員　それで、食糧問題をお聞きしようとと思ったのですが、政務次官のほかに政府側からはどうなたがお見えでしようか。——それでは、お見えになるまで別な話をしようということでお見えにならぬか。——それでは、  
当初食糧政策を少しお尋ねねしよろと思つておりますが、よろしいでしょうか。——わかりました。  
これから計画の中、先ほどもちょっとと局長のお話しお中にもあつたんですが、北海道におきます北海道農業会議の提案であります新たな百万ヘクタールの開発が可能だという提言を一つの軸にして申し上げてまいりますと、その大宗をなすものは草地だと私は思うのですね。これらの開発可能地と言われるところは草地が主体になるだろうと思うのです。そこはまさか水田にもなりませんし、高度な専用作物をつくるというようなわけにもまいらぬでしょう。そういたしますと、その主たる目的はやはり草地だということになると思うのです。  
ただ、先ほど政務次官から、開発された土地を有効利用ということになると、たとえば牧草を例にとってみても、二、三年すれば収量が何割か減るといつてしまふというような地帯が多い、それがけに、そういう開発をした土地が長期的に有効に利用されるという方向を検討しなければならぬ。いうお話しでしたが、これはごもともな御意図であります。そういう点をきちっと踏まえておきませんと、北海道の開発もただ外延的に広げてだけいけばいいということにはならない。これは非常にポイントになると私は思うのですが、ただ、草地開発を進めていく場合に、従来の開発方式の

中でも私は指摘をしてまいつたのですが、れども、ブルドーザーでこういう傾斜地をどんどんどんどんむいていくと、開発の方式はいけないということです。これはいまさら私が申し上げるまでもなく、現地もそういう方式に変わってきているようありますけれども、もう一つは、採草地というよりも放牧地として使う場合の程度の傾斜度の問題なんかも頭に置いておかなければならぬ点があると思うのです。

そういう点を考えてまいりますと非常に限定されてしまふわけですねけれども、ただ、いまそこの百万ヘクタールが開発可能地だと言いまして、そのうち大半が湿地帯であるとか、あるいはまた傾斜度の強い辺縁地帯であるとかいうことになつていくんだろうと私は思うのです。そうしますと、北海道の牧草地をふやしていくという立場に立つて考えていくならば、開発の方式といふのについては相当技術的に研究し直さなければならぬ面面があるように思うのです。そういう点は農地開発公団の実際の仕事の中で運用されているんでしようけれども、せっかくつくった土地が二、三年もしたら——肥料の効いているからは何とかこのところは牧草は伸びるけれども、後は、政務次官もおっしゃるように二、三年したら牧草の収量がうんと減ってしまうということは起り得ると私は思うのです。ですから、その点を踏まえて、開発する場合に基盤整備の計画というものがあつても、どういう暗渠の入れ方がいいのかと云ふふうに破碎していくのかとか、暗渠の入れ方にしましても、どういう暗渠の入れ方がいいのかとか、こういう点が技術的にも非常に必要になつてくると思うのです。そういう研究がおろそかになつているということを私は申し上げているんではありますけれども、そういう開発のやり方といふものを現場で見ておりますと、ここで議論したり、政府側がいろいろ説明をされておるおつしやり方と非常に違つたやり方が現地でしばしば行われておりますが、私どもが現地へ入つていきます

と、どうもああいう開墾のやり方じや困るとか、あるいはまた道路のつけ方にしても、おれはこういうふうに道路をつけてもらいたかったんだがなかなかその意見も入れられないとか、そういうよ

うな苦情がいっぱい出てくるんですね。  
ですから、そういう点を考えますと、これから  
の開発は、現地の、特にその土地を利用していく  
農民の意思というものを、すなわち地元のコンセン  
サスを得るために非常に技術的部分にまでわた  
ってよくお話し合いをしなければいけないんじや  
ないかという感じが私は一つするんです。  
（しょせんどうりの組織的整理をめざす）

——これは先般のある地域の例でありますけれども、道が道單でやっている事業なんですけれども、たとえば実働三時間ぐらいしかしていないのに大変な請求書が来てびっくりしちゃった、一反歩に割つたら大変な高いものだし、ましてや時間で割ると一時間当たり大変な金額になっちゃう、これは一体国の方針としてもそういうふうな積算根拠で進めているんでしようかという端的な質問をされましたが、私もちょっと困っちゃったんですよ。それで現地を見ましたら、確かに、いま機械が高度化されておりますから必ずしも粗雑なやり方だとは私は思っていないんですけれども、ただ、現地の人たちは、えらい短時間で仕上げたが、仕上げてくれた単価を見ると物すごく高い、これじゃ何時開発をして、うちの山の上に適地があるから聞いてもらおうと思つても、結局最後は大変な負担を農家のわれわれがしょわんならぬということになるだろう、恐ろしくてこれを開発してくれというような要求はとても出せない、と言つているんですね。こういう点についてもう少し現地の細かい調査が必要るんじゃないですか。地形的な問題等も含め、あるいは開発の技術上の問題も含め、あるいは道路一本づくる問題にしても、そういう点をよく現地で話し合いをして理解の上に立つてやらないと、つくつてしまつてからそんなはずじゃなかつたということになつては、せつからく前向きに開発をやろうと思っても現地のそういう問題に突き当

たって、これから八十六万ヘクタールの開発なん  
というものはなかなか進んでいかぬのではないか  
という気も私はするんですが、こういう点につい  
ては、局長、いかがですか。

○大山政府委員 農用地開発の手法の問題につきまして、われわれといたしましても十分反省すべき点があるというふうに実は考へておるわけでございます。

農用地開発公団の行ないます事業地域、これの現地を見てまいりまして、いままでの農用地開発公団が受託事業として行なつて来たような、いわば表面を全部まぎ取つちゃって、どこかくフラットと

すればいいんだということではかえってまずいのではないか、むしろ修正山なり的な方向というのも十分取り入れて、また表土はこれを極力温存するということがどうしても必要ではないか、そのためには、従前ののようなブルでひつかき回すする方法だけではなくて、公団においても、修山なりの仕方、そしてなるべく表土を温存する方法、これを現在現地に入っていると検討しているわけでございます。

それと、根室の方になりますと、湿地帯といいますか、そういう問題がござりますので、どうもきましても、修正山なりの仕方、そしてなるべく表土を温存する方法、これを現在現地に入つても暗渠の問題が出てくると思います。暗渠の問題につきましても、従前のように何とかに、たゞ横ばいにはわせるだけでいいのかという問題もありますし、あるいはむしろ、何といいますか、二クニカルタームがちょっとよく思い出しませんが、交差させるというようななかつこうにしますけれども、従前ののような単なる弾丸暗渠を入れるだけでなくて、何か別の手法も考えねばいかねうでございまして、地方、地方によつてなかなか一律にはいかぬと思いますけれども、排水等についても、従前ののような単なる弾丸暗渠を入れるだけではなくて、何か別の手法も考えねばいかねうと、こういうふうに思つております。ところが、いわば、暗渠よりはむしろ明渠でいった方が安い場合もあると思います。そして、結果としてはかえてプラスになる場合もあると思います

で、単にどこもかしこも暗渠ということではなくて、明渠で済むものは明渠で済ませるということになります。なかつこうでコストも安くしなければならぬだろうというふうに思つております。  
それから、道路のお話が出ましたけれども、確かに、積雪の激しい北海道等におきましてはその点も考慮した道路が必要だらう、そして、牛乳の集荷といふのは毎日行われる問題でもございまので、常に利用できるような、しかもそのため非常に多くの費用を要しないで済むような方法といふものも工夫しなければならぬだらう、こういうふうに考えるわけでございます。いずれにいたしましても、画一的なやり方ではなくて、現地の事情に合わせ、なつかつ、先ほど申しましたとうななるべくフラットにすればいいというようなことでなくて、現地の地形をそのまま生かしたかっここうで進めてまいりたいというふうに考えるわけでございます。

なお、百五十万ヘクタールという開発適地がある。こういうことの際の自然的条件といたしましては、一般の開拓地は傾斜三十度ということでござりますけれども、草地にする場合においては二十五度以内ということで調査いたしました結果が、トータルにおいて百五十万ヘクタールということことでございます。

○島田(琢磨)委員 そこで、食糧政策の問題に触れておきたいと思うのですが、すでに幾人かの委員から、先般出されました「農産物の需要と生産の長期見通し」の政府原案に対しましての質疑がなされて、いるようであります。この計画によりますと、六十年度には、先ほども局長がお話をされておりましたが、これは二毛作が入るわけですが、六百六十八万四千ヘクタールの延べ面積の耕作地を確保したいということで、そういう中で、自別に見てまいりますと、現在おとりになつてゐる政策等を考えてまいりますと、ちょっと首をしげるようなところもあるのです。たとえば大それけれども、現在八万九千ヘクタールあるわですが、六十年には二十万三千ヘクタールに伸

していただきたいという旨意を述べておきます。さて、北海道のてん菜、これを七万七千ヘクタールに伸ばしたい。現在は御承知のとおり四万七千ヘクタールまで落ち込んでおります。それから野菜生産率を上げるためには、骨董につきましては、面積的にやはり減らさざるを得ない状況でござります。

れすけれども、畢竟レーニジメントの立場からいへば、大したことはないようありますが、それも從来の六十三万ヘクタールから六十六万六千ヘクタールに伸ばしていきたいという計画であります。それから、飼料作物に至つては、約七十万ヘクタールをふやしていきたいという計画をこの中で示しているわけであります。計画ですから、私は気構えのほどをここで云々するわけではございません。ただ、実質的にこれをこのように伸ばしていくという手立てが実は必要だと思うのです。大豆の問題に触れますが、だからことはまだ大豆の増産対策をやつたんだということにおそらくなると思うのですが、現実にはなかなか言うべくしてむずかしい。

りますと、現在北海道で起こっております問題は、小麦の増産対策、大豆の増産対策、そして牧草も含めた生産増強対策を進めていこうとするところにしわ寄せがいく。たとえば端的にあらわれましたのは、ビートの価格の問題等の端的な問題から発生した点もありますけれども、北海道でせつから六万二千ヘクタールまで伸びたビートが四万七千ヘクタールに一年間で大きくなってしまつた。これは一側面から言えは、そういううな問題も非常に大きな要素として中身にあると思うのです。そういたしますと、單に北海道のビートを七万七千ヘクタールにするんだと言つたって、その辺を忘れていきますとその実現が不可能になるということになりますね。その壁にぶち当たります。ですから、北海道は全体的に見てどういうローテーション、いわゆる輪作体系が必要かという点がきちっと踏まえられていいといかぬわけですね。そこを十分踏まえた上で、こういう計画をお立てになつたのか。最低でも五百八十五万ヘクタールというものはぜひ確保したいどころじやない。私がさつき申し上げたように、六百万ヘクタールくらいにしなければ日本の食糧政策は確立したとは言えないのではないでしようか。それでも足りないくらいでしよう。私はそういうことを申し上げました。六百万ヘクタール確保されれば、延べ面積において約七百万ヘクタールくらいに作付できる面積というのは伸びるでしょう。しかし、いま申し上げましたような点がきちんと整理されないで、単なる計画だけが先行され、それでいつたのでは、現地はいつかはついていけないという状態に追い込まれますね。そういう点はいかがでしょうか。この計画をおつくりになつたのは大河原官房長の手元でしょうか。その考え方をひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

いう御指摘があつたわけでござりますが、お話しのとおり、特に北海道の例を挙げていろいろ御指摘がございましたけれども、まず、作目別には、それぞれの省力化技術の導入とかあるいは価格政策の配慮とかいうものを通じまして、その期待する生産目標を達成したいということでございまして、特に具体的な御指摘がございまして、事実、現に、パレイシヨにおける各種の病害虫の發生とか、あるいはお話しがございましたてん菜の作付面積の頭打ちとかいうような関連から、北海道におきましては、牧草地、てん菜、パレイシヨ、麦を含めました五年三作とか、四年三作とか二作とか、それぞれの合理的な輪作体系を想定いたしまして、この計画を実現しなければならないというふうに考えております。これについてはまさに個々の農家の営農にもかかわることでございますので、この計画の実施につきましては道府県とも十分打ち合わせまして、具体的な輪作のモデルを早急に作成してこの実現を図りたいということでございまして、先生のお話の地力の問題といふいうような問題も当然配慮しなければならないというふうに考えております。

など外国に依存せざるを得ないと、その状態がままであるわけです。そうしますと、たん白質食糧の生産というものについては、いまの世界的な傾向から見ますと、かなり暗いという見方を私自身はしておるのであります。むずかしい。そうしますと、勢い的に摂取していくことのできる穀物にかなり移り変わっていくというふうに見ておかなければなりません。その場合、この計画の中では、現在九十キログラムがいわゆる一人当たりの消費量であるというふうに規定しておりますけれども、その中から将来は十キロくらい減っていくと言つていいのですね。こういうふうに見ておるようではありますが、そういう点では、逆に穀物の摂取量の方がふえるのではないかという見通しといいますか、感じを私は持っているのです。

見たわけでございますが、なお、いかに消費支出の伸びが鈍化し、日本の食生活のあり方、独自の食生活が形成されましても、やはり、畜産物の消費量というものは、過去ほど大きくなはないにしても、安定的に伸びていく、したがつて、それに伴いまして、<sup>新</sup>畜産物の消費量というものは米を中心として若干減るであろうというふうなことが現実的ではないかというように考えておるわけでございます。

いろいろ御批判がございました五十七年度の生産見通し、試案でございますが、あの場合における急激な穀物消費の減少というようなものは、今までお話しのよき視点を考えまして、相当現実的な検討を加えたつもりでございます。

○島田(琢)委員 確かに、いま官房長がおっしゃるように、たん白摂取量がいまより大きく減るなんということは私も考えていないのです。また、減つては困るのです。私どもは畜産経営をやっているから減らされでは困るのですが、世界的な傾向は、一番端的なのは、濃厚飼料を外国に依存しておりますというタイプ、これがやはり一番大きく問題になるだろう。現に、昨年のローマ会議で、表には出ておりませんけれども、開発途上国、特に食糧の恒常的に不足している國の人たちの御意見は、口こそ言わなかつたけれども、日本人は、人間が腹いっぱい食うものを輸入しているのはまだ許せるとしても、家畜にまで腹いっぱい食わせることを考えて外國へ行つてばんばん原料買ひあさりをやるのはけしからぬと言わわれているような気が私はしたのですが、だんだん人口が伸びてきます。大体約一億ずつ一年間に地球の上で人口が伸びてゐるそうですね。単純計算をすれば、今世紀末には六十五億を超えるということになつてしまふのですね。そうしますと、食糧に対する国際世論は、ぜいたくだと言われる部分の食糧に対しても厳しい意見がこれから出てくるのではないかと私は思ふのです。ですから、これは、国内で畜産がやり得るだけの飼料基盤なり濃厚飼料の原料の自給を持つておればよいのですけ

れども、ますます外国依存を強めていくといふよ  
うなことになつてきたら、国際世論でばつちりた  
たかれるときが来るのじゃないか。それがあるも  
のですから、残念ながら、畜産に對しては、そうち  
いう諸外国からの食糧政策に対する国際的な世論  
の中では日本はかなり厳しい制約を受けざるを得な  
い時期が来るのではないか。ここを十分考えてお  
かないと大変なことになると思うのですね。  
ところが、国内におけるそういう飼料穀物の自

給という問題については、あまり積極的な施策をこの中にお持ちになっていないと私は感じているのです。これは大変なことになってしまふぞと思うので、これから必要な海の資源については何としても一十七日からですから、もう間もなく国連海洋法会議が再開されますが、海のたん白源だつていま大変危険な状態に日本はさらされているということを考えますと、私はどうもそういう見通しをいまは持たざるを得ないような気がするのですね。そうすると、穀物に対する端的な攝取のできる要求度というものは高まつてくるのじゃないかと思う。だから、いまの人口の伸び率と食糧の要求の方向というものをきちつと見きわめておきませんとえらい大きなそこを来すのではないでしようか。こういうことを考えているのです。

際的貿易量はなお増加する見通しである。増加する場合に、現在日本の飼料穀物の輸入量のシェアは二〇%弱でございますが、そのシェアは上げない。そのシェアは増加する中でも、ただいま申し上げました千六百万吨の六十年における国際的な穀物需給における貿易量のシェアは二割弱でございます。そのように配慮をいたしまして、肉資源その他については資源的な保全にとつても大事でござりますけれども、たん白供給としてもむしろ大家畜にある程度依存しなくちゃいかぬということで、飼料作物の増産の規模なりその他についていろいろ御批判がござりますけれども、飼料作物の増産ということを重点にして計画には取り入れたつもりでございます。

際的貿易量はなお増加する見通しである。増加する場合に、現在日本の飼料穀物の輸入量のシェアは二〇%弱でございますが、そのシェアは上げない。そのシェアは増加する中でも、ただいま申し上げました千六百万吨の六十年における国際的な穀物需給における貿易量のシェアは二割弱でございます。そのように配慮をいたしまして、内資源その他については資源的な保全にとつても大事でございますけれども、たん白供給としてもむしろ大家畜にある程度依存しなくちゃいかぬということで、飼料作物の増産の規模なりその他についていろいろ御批判がございますけれども、飼料作物の増産ということを重点にして計画には取り入れたつもりでございます。

ただかななければなりませんし、特に、北海道においては、穀物型酪農の畜産ではなくて、いわゆる牧草型酪農なり畜産に主力を置いた経営をやっていくとすれば、飼料基盤の確立というものは非常に急がれるわけであります。

先ほど申し上げた国際的な見通しとしては、官房長は、決して心配はない、その辺を踏まえてかなり長期の見通しを立てたとおっしゃるけれども、しかし、今日の国際的な動きの目まぐるしいときには、長期の六十年までの展望を持つたとしても実現できないような問題が突発的に幾つも現れますね。その突発的に起こってくることも十分踏まえた上で計画をお立てになりませんと大変ですね。ですから、何といつても国内の自給体制をまず確立していくということに目を向けていかなければならぬわけですが、その場合に畜産と確保という問題は非常に緊急を要する課題だたゞが一番大きくなり外圧の影響を直撃して受ける立場にいるわけですから、その意味では、草資源の開拓と確保という問題は非常に緊急を要する課題だたゞ私は思つておるわけです。その点はそういう考え方方に立つてこの計画を進めるべきだと私は考えていたんですが、これはいかがですか。

なお、反収につきましては、現在のヘクタール当たり三十八トンの牧草を五十二トンまで引き上げるという御計画のようですが、従来の禾本科牧草と一部の豆科牧草を入れてこの反収の増加を図っていくということは、従来のパテントではなかなかむずかしいんじゃないかと私は思うんです。

それで、これは一つの提言ですけれども、前にもちよつとこの農水で取り上げたことがございまが、アルファルファですね。アメリカ流に言えばルーサンと言うんですが、このアルファルファというのは非常に高たん白で、しかも単位当たり収量が非常に高い。ただし、非常に条件がありますが、アルファルファですね。アルカリ性が栽培の上でのそういう問題点を克服して普遍的につくられるとかしてならないだろうかと思つて、私自身もずいぶん長い研究をやってみたんですけど、なかなかアメリカでつくるようなわけにはいかないんですね。しかし、これは一つは土壤の問題があるということと、かなり地下水の水位が高いないとだめだ。それから、積算温度もかなり高いものが要求される。二十年ぐらい昔の話になりますけれども、私はアメリカ西部で一年八ヵ月ほど勉強しておりましたが、その中で感じたのでメリカ流のやり方まですることはどうかと思うんですが、このアルファルファと云うのは非常に重要な牧草としてすでに定着をしている。歴史的にも相当長い経過を経ている。まあ、アーチまでルーサンをつくりまして、そしてそれを

刈り取るなんじやなくて、牛をぶつ放しているのであります。あれはかたいのですから、牛は頭だけつまんであとは踏みつけちやっている。私はあれはもづたないと思いましたが、あんなところではできないでしようけれども、少なくともかなりの地域にかなりの面積でアルファルファをつくる条件が日本にはあると思うんですよ。先般沖縄に参りましたら、沖縄でもアルファルファが非常によくできる。これもサトウキビやバインと同じような一つの位置づけで、牧草の主産地帯として将来構想しているんだけれどもどうだろうという質問もございました。私はあまり認識がなくて行つたのですから、そういう御意見が出されて、私はアルファルファについてはぜひ伺いたいと思つて了一人だつたのですから、沖縄からそういう提案があつたことを大変うれしく思つたんです。ですから、私は、これはやはりみんなそういう方向に目を向けつつあるなと思つたわけです。

これは非常にたん白の高いものですね。これは次官も御承知のとおりです。私から申し上げる必要はない。駆逐に説法の話です。ですから、そういう草性改良という面にうんと力を入れていく必要があるようになります。先般御質問いたしましたら、いま全国で三万ヘクタールと言われたような気がするんです。そんな程度しかいまアルファルファはないというお話しだったと思うんですが、アルファルファについては、一番問題になるのは、非常に湿度の高い時期に刈り取りをしてきますから、乾燥調製に非常に問題が出るんですね。ところが、幸いなことに、その問題を研究されている人がいるんですよ。たとえば北海道で言えば、北大の広瀬教授なんかは真剣にこの問題を研究しているんですね。これはどういうやり方をするかというと、雨が降っていたって何だって今までないのです。刈り取つたらそれをいきなり持つてきて瞬間で乾燥して、最後はアルファルファのペレットにしてしまうのですね。こういう工程を研究されて、技術的にはそれが可能だとしているのですね。ただ、それが実際には実用化されない

という。これは作業工程が非常にありまして、そこにかなりのお金がかかるものですから単独ではなかなかやり切れないという問題があるのですね。ですから、その問題に対しても政府としての考え方をきちっと出してくればこれは可能じゃないかと私は思っているのです。

いま官房長がおっしゃったように、これは相当の反収を上げるというお考えのようですがれども、確かに、従来のいままである禾本科牧草あるいは赤クローバー等を入れた豆科牧草でこの程度の反収が上がらないのはおかしいと思うのですけれども、現実にはなかなかそう上がらない。ですから、そういう点については、草の品種という問題も含めて、北海道あるいは沖縄でつくり得るアルファルファを相当部分を草生で——アルファルファというのは、次官も御承知のように大変たくさん種類がありまして、北海道から沖縄までいろいろな種類があります。世界的にはもう大変な種類があるそうですが、その地域に合ったアルファルファの栽培は十分可能だと私は考えるのです。

こういう点について積極的に手をつけていただきたいと思うのですが、政務次官、いかがですか。

○江藤政府委員 御存じのように、日本は肉資源といふものを考えてきた期間が実は非常に短いわけであります。いままでは仮に一頭飼い、二頭飼いをやって、そして、北海道は別としましても、野草、あぜ草を刈ってやっておった。そういう中ですから、日本における畜産の一番の問題点は肉資源としての家畜の改良がおくれているということが一つと、それから、同時に、その裏づけになる日本の気候、風土、土質に適した牧草がまだ完全に開発されていないというところに非常な問題点があると私は思っております。

たとえばいまアルファルファのお話しがございましたが、これは種類もたくさんあるわけで、その中で北海道に向くものが沖縄に向くかと云ふと、そういうふうにもまいらない。高温多湿のところとああいう寒冷地とは全く性格を異にする。

そういうような微に入り細をうがつての検討がおくれておる。たとえば西南暖地ですと、特にレンゲというものがあります。こういうものは反収も多いし、非常にいいけれども、これが刈り取り、乾燥の関係でどうしても手がつかない。下手につくりますと、今度は田植え時期が早くなつて、そして小さい田植え機でやるものですから、今度は異常発酵して稻作に影響するという問題が出てきます。そこで、おっしゃるように、各地に適当とする牧草というものを早く改良開発していくということがどうしても大きな課題になつてくるし、日本ののような高温多湿のところ、雨の多いところでは、この刈り取り、乾燥に手をかけないということと、それから適時適切に乾燥していくための機械の開発というものが必要になってくることは当然であります。

そこで、私どもも、実は、ことしの飼料の緊急対策費を三十二億、安倍農林大臣になりまして追加を出すことにいたしましたときに、せつかくつくったものでも刈り取り、乾燥を一体どうするか、そういう機械の開発を進んでやつて、國も大いにそういうことに役割りを果たすべきじやないかということを当時ずいぶん議論したものであります。

農事試験場もござりますし、あるいは畜産試験場も全国にあります。同時に、また、いまの御存じのように、こういう問題について懸念されたところで非常に勉強しておるところが実はあるわけでもあります。大学でも、御存じのように、牧草といふものについては余りやつておりませんで、全国の国立大学の中でも牧草学を正式に学科としてやつておるところは恐らく二、三校ぐらいじゃないかと私は思うのです。非常に必要だと思われておるけれども、じみな授業でありますために大学自体も余り手をかけていなかつた。試験場もそういう面では本当に完全にそういうものの開発に取つたまんでおつたかと言うと、これは問題があろうと申つております。ですから、日本に向くそういう種の開発を早くしていくこと、もう一

は、しばらくはいいのですけれども、何年がたちはますとどうも反収が思わしくなってきてしまふ。どうしても本当にそこに定着しないということがあるから各方面に見られますから、そして、同時に、先ほど申し上げましたように人手の足りないときですから、刈り取り、乾燥あるいはペレットにするなど、あるいはまた乾草にして余ったものはほかの必要な地帯に乾草として送り出せるよう結果たす時期にもうなつてきたんじやないか、こういうふうに私どもは考えておるところであります。

○島田(琢)委員 そこで、いま、北大の広瀬先生が研究されたというお話をしたのですが、実際には現地でもこういう実用化の面について積極的に取り組んでいるところがあります。たとえば私のところの美幌町でありますけれども、美幌町なんかでもこういう計畫を持っていられるのですね。この発想は、実は、でん粉工場で昔はでん粉の廢液とでん粉かすをそのまま豚に食わせたのですけれども、いまはなかなかそうはまいりませんで、それが公害の発生源になるなんて言つて現地ではえらく困つているわけですが、ここに目をつけまして、このでん粉かすの中のたん白質の非常に高い部分を抽出し、それからまた低たん白の部分も抽出するという工程が技術的に大体見通しが立つてきているのです。

〔坂村委員長代理退席、藤本委員長代理着席〕

それで、大山局長のところにも、美幌から、ぜひことはこの計画実現のために予算をつけてくれという要求があつたと思うのですが、私はこの発想なり取り組みについて非常に高く評価をしておりまして、ぜひそれは実現したいものだなと思っております。だから、私はきょうは委員会の席で陳情に及ぶのですが、ぜひそういう芽は摘まないようにしてやってもらいたいと思うのです。これは十億もかかるので、とてもない予算が要るものですから、なかなか現地では対応し切れな

卷之二

い。いろいろな点で構造改善局なりあるいは畜産局なりでこの問題についても取り組んでくれているようですが、いま一歩の前進がどうもはかばかしくいかぬので、私もそういう点はぜひやつていただきたいと思う。

入れられないところもありますが、ややともする  
と農機具というは大型・大型と言いますが、そ  
うじやない適切な小型のものの開発ができないか  
ということが一つの課題でありますて、いま八方  
手を尽くして、そういうものができないだろうか  
ということで、実は情報も集めておるわけであり  
ます。

それから、今までん分かずの利用についで  
て

ん粉の製造という是有る一定の期間で区切られてしまひますから、あと一年間のうちの大半は工場を休むわけですね。ところがそれを組み合わせていきますと、まずん粉かすのたん白化をやりながら、それが終わつたら今度はアルファアルファの刈り取り時期に向けてアルファアルファの乾燥調製、ペレット化を図つていくというふうに、一連のでん粉工場の機能を充実することによつて年間を通してその工場が機能していくわけですね。これ非常にいいことだ、一石二鳥も三鳥ものなのだ

と私は思うのですよ。ただ、問題は、餌が大麥なんですが、余りこの点は惜しまないで、せつか現地のそういう考え方があるのでですから、これはひとつ積極的に進めていただきたいと思うのです。原局の皆さんとは技術的にもいろいろなことをもう長いこと時間をかけてお話し合いをしてきました。問題は餌にあるのです。これが解決すれば、北海道におけるでん粉かすの飼料化という問題を考えただけでも、濃厚飼料に代替できる部分が出てきて大変有効だと私は思うのです。

政務次官、初めてお聞きになつたかもしけれませんけれども、これはいかがですか。私は、きょうは、ぜひこれは積極的に伸ばしていただくようには策の上でお考えを願いたいと思ってお話しをするのです。

○江藤政府委員 初めて承りますので、ちょうど局長も来ておりませんからここで手放しでどの程度お答えできるかわかりませんが、私ども、先ほど申し上げましたように、乾燥調製の機械の開発ということに実は非常に苦慮しておるわけあります。大型のものはもちろん、あるいは大型が

入れられないところもありますが、ややともする  
と農機具というものは大型、大型と言いますが、そ  
うじやない適切な小型のものの開発ができないか  
ということが一つの課題でありまして、いま八方  
手を尽くして、そういうものができないだろうか  
ということで、実は情報も集めておるわけであり  
ます。

それから、いまのでん粉かすの利用について  
は、これはもう同じように北海道と南九州で公害  
の問題が出てくるわけでありまして、特殊なお  
いもいたしますのですから非常にいやがられる  
ということと、おっしゃるように豚の飼料として  
近ごろ余り使わなくなつてきました。そういうも  
のが非常に効率高く利用できるということであり  
ますならば、私どもも積極的に取り組んでみたい  
と思っております。

きょう初めて承りましたから、機会がありまし  
たらその詳しいことを一度お聞かせいたなくと大

○島田(琢磨)委員 私も、少し時間をかけて、この問題についてぜひ政務次官に御理解を深めていただきたいと思います。一つ言えば政務次官にもおわかりいただけますし、非常に簡単なものなんですね。やり方としては決してむずかしいものではないのです。ただ、機械が非常に高いものですから、お金がかからちゃうという点がネックになりますから、その点はぜひ実現の方向に向けて御検討のほどをお願いしたいと思います。

さて、委員長から何時間でもいいと言われましたが、それとも、食糧政策ばかりやつておるわけにもいかぬと思いますので、この法案に入つてしまひ

たいと思います。  
今回出されました農振法の問題につきましては、私も党内外で十分論議をいたしてまいりました。せつかくの改正でありますから、この際、将来問題を残さないようにすべきだということと、もう一つの側面としては、政府が考えており

うに私は思うのです

うに私は思うのです。  
そこで、今までの質疑の中でも承っておりま  
すけれども、農業委員会の問題に對しては、ある  
いは都道府県農業会議の關係については、かなり  
連絡を密にしてやるというようなお話しが出され  
ておりますけれども、それはそれとして、これは  
気持ちはかりじやいかぬわけですから、法律上の  
立場というものを明記しなくてはならないと私は  
思うのです。そうしませんと、農業委員会の意見  
を聞かなければならぬと言つたって、逆に言え  
ば聞かなくともいいなんということに解釈してし  
まわれる大変なんあります。それは最後まで  
りっぱに行政指導が行われればいいと思ひますけ  
れども、その目はなかなか全国に行き届きませ  
ん。そうすると、その町村長の考え方によつて、  
農業委員会に意見を聞く場合もあれば聞かない場  
合もあるということでは困つてしまふのですね。  
町村長は行政全般にわたつての仕事を手がけてい  
るわけですし、何といつても全国市町村の状態は  
農業を基盤にしている町村が多いわけです。そし  
て、地場産業の位置としてもきわめて重要な位置  
を依然として占め続けているわけですね。あるいは  
は食糧政策全般を考えますときに、地域において  
農業の果たさなければならぬ役割りは非常に大き  
いわけですね。そういう点を考えますと、農業  
委員会の組織に対しても十分の考え方をそこに持つ  
ておきませんといけないのではないかと思うので  
す。ところが、今回出されております法律ではそ  
の点が非常に不明確であります。  
まず、農業委員会に対して一体どのようにお考  
えになつてゐるのか、政府側を代表して政務次官  
の考え方をお聞かせいただきたいと思います。  
○江藤政府委員 全国の農業会議所あるいは都道  
府県の農業会議、市町村における農業委員会、こ  
れが日本の農地行政を進めていく上に大きな役割  
りを果たし、また、今後も果たしていくであろう  
ということは私どもは高く評価し、その機能は今  
後ともに損なわれることのないよう十分生かし  
てまいりたい、このように考えております。

○島田(琢)委員 それならば、たとえば今度出されました法律の十五条の五の第四項について「農業委員会の意見を聞かなければならない」ではなくて「農業委員会の決定を経なければならない」と明確にしていただきたいと私は思うのですが、いかがですか。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

○大山政府委員 いま政務次官がお答えになります。市町村の機関でございます。それで、この法律のたてまえといたましましては「省令の定めるところによって」というのがございまして、省令で、この利用増進計画をつくる場合、これにつきましては農業委員会の意見を聞くわけでございます。いまの先生の御指摘の、もう少しといいますか、農業委員会の決定を経て、というふうなことに直せないかというお話しでございますが、利用増進計画なるものは、個々の市町村の関与のもとに、地域の利用者、所有者の集団的合意という枠組みの中で設定される利用計画ということに相なるわけでございます。ですが、そういうことを今度は増進計画といふものの中身としてまいりますと、ある地番の土地についてはAという人がいま持つておる、それをBという人に存続期間何年かの利用権を設定する、隣の土地についてはCという人がDという人に、と、こういうふうなかつこうに相なるわけでございまして、利用増進計画なるものは、それらの個々の賃借権の設定行為の包括的なかつこうといた先生が御指摘になりましたように、農地法のたてまえで所有権の設定なり賃借権の設定といふことを自分の村内で行う場合には農業委員会の許可ということに相なっているということとの関連で、利用増進計画も単に意見を聞いてと、いうこととすべきではないかという御指摘につきましては、先般大臣からも貴重な御意見として承っておきたいというお話をあつたわけでございますが、確かにそういう考え方もあるうかというふうに考へるわけでございます。

○島田(琢)委員 明確に法律上位置づけするといふことはなかなかおっしゃらぬのですけれども、たとえばいまの利用増進事業を進めていく場合における利用規定なんかも設けてやろうと言つていらわけですね。ところが、今まで農地法を守つて市町村の農業行政を進めてきた大事な農業委員会の意見というものがやはり中心にならなければいけないとと思うのです。それは、町村長はわかつておりません。わかつておりませんと、いろいろな農業者以外の人の意見なんかもちろん入ってきますし、それは大事な点はあるのですけれども、本当に農業を理解して経営をする立場から農用地をどういうふうにしていかなればならぬかという点の細かな話になつてきますと、やはり専門家でないとわからないところがあるのですね。また、現地においては、日常農民との接觸を農業委員はしておるわけです。いろいろな意見がそこから吸い上げられ、また交換されているわけですね。ですから、そういう意味で、市町村長の行政を通す部分よりも、農業委員との接觸の中で出されてくる農家の直接の意見といふのは非常に貴重だと私は思うのです。日常生活で、市町村長からかなりの考へ方が示されたから深追いをするとはしませんけれども、調査がなされて、そこに利用増進事業が生まれて増進計画をつくるわけでございます。したがつて、その裏の問題といましまして、利用者、所有者で利用増進組合あるいは協議会といふようなものを事実上つくつて、そこで相互の間において十分な調整がなされて、そこに利用増進事業が生まれて増進計画をつくるわけでございます。したがつて、その関係を、いわば増進規程といふものを作成して、主として市町村、これが中心になりまして農業委員会と十分な協議をしなければならない、と、こういうことでございます。

○島田(琢)委員 局長からかなりの考へ方が示されたから深追いをするとはしませんけれども、調査を立てるときには端的に市町村が立てるといふのがたまえだということがあります。しかしながら、余り回りくどいのがたまえだということがあります。むしろ全員の同意といふことではございません。むしろ全員の同意といふことの裏の問題といましまして、利用者、所有者で利用増進組合あるいは協議会といふようなものをまずつくつて、その増進規程に従つたものとして増進計画をつくるわけでございますので、その主としては先ほど申しました農業委員会といふものの作成主体である市町村、これが中心になりまして農業委員会と十分な協議をしなければならない、と、こういうことでございます。

○島田(琢)委員 局長からかなりの考へ方が示されたから深追いをするとはしませんけれども、調査を立てるときには端的に市町村が立てるといふのがたまえだということがあります。むしろ全員の同意といふことではございません。むしろ全員の同意といふことの裏の問題といましまして、利用者、所有者で利用増進組合あるいは協議会といふようなものをまずつくつて、その増進規程に従つたものとして増進計画をつくるわけでございますので、その主としては先ほど申しました農業委員会といふものの作成主体である市町村、これが中心になりまして農業委員会と十分な協議をしなければならない、と、こういうことでございます。

○大山政府委員 利用増進事業は、先生御存じのように、一定の区域内におきます利用者と所有者との集団的合意というかつこうで、そこでできました利用計画ということでございまして、利用増進事業の性格からいたしまして、これは市町村の事業に最もふさわしい事業ではないであろうかと、いうふうに考えるわけでございます。と申しますのは、利用増進事業は農振という計画の作成主体である市町村において行われるのが最も好ましいであろうということと、この事業が継続、安定的に行われる主体としてはやはり市町村といふものをお考へるべきであるということから、市町村をいわば事業主体ということにいたしたわけでござります。

ただ、先生御指摘の農業委員会との関係ということでござりますけれども、本事業を行いますためには、何と申しましても市町村だけでできる問題ではございません。むしろ全員の同意といふことの裏の問題といましまして、利用者、所有者で利用増進組合あるいは協議会といふようなものを事実上つくつて、そこで相互の間において十分な調整がなされて、そこに利用増進事業が生まれて増進計画をつくるわけでございます。したがつて、その関係を、いわば増進規程といふものを作成して、主として市町村、これが中心になりまして農業委員会といふものを作成するといいますか、規程を認可する場合、これまた知事が単独で決めちやつていいというようなことにはならない。都道府県農業会議といふものがあります。従来も知事認可にかかる部分については都道府県農業会議の意見を聞いてやつてまいりました。少なくとも、こういふ重要な今日の農業情勢を踏まえて考えますとき、都道府県農業会議の果たす役割りといふものに、これまで重要になると私は思つてます。この段

階で都道府県農業会議の意見も聞かないということではいかぬと私は思います。これもきちっと意見を聞かなければならぬと——決定権はここにありませんから、意見を聞く、こういうことにについてやはり何らかの措置をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大山政府委員 県の農業会議と利用増進規程の知事認可との関係の問題でございますが、御存じのように、利用増進規程も、利用増進事業を行う基準になること、準則といいますか、そういうことを決めるわけで、きわめて大事なものだというふうに考えております。

ところで、利用増進規程というものやはり農振計画達成の手段でございます。それで、県におきましては、農振計画達成のために県に農業振興地域整備促進協議会というものができているわけございまして、この有力なメンバーとして県の農業会議も入っているわけでございます。県知事がこういうことを認定する場合におきましても、当然そういう促進協議会にはかけるわけでございまして、その場合の最も有力なメンバーである県の農業会議といふものには、そういう意味におきましても当然意見をまず聞いておかなければ、そういう協議会においてもすつきりした結論は出せないことは当然であろうと思っております。そういうことから、この法律をつくります際におきましても、当然意見を聞くということをぜひやりたいというふうに考えて立法化した次第でございます。

○澁谷委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○澁谷委員長 速記を始めて。

○島田(琢)委員 農振地域整備促進協議会の主要メンバーエントリでいるから、当然県の農業会議は

あるわけですね。農地部会あり、農政部会あり、部会をきちっと持つて、しかも総会を持つて県の農業会議は運営されているのです。ですから、この機関といふものは非常に権威のある機関ですね。

知事に對してのいわゆる建議をすることができる所を通じて各都道府県農業会議の意見を聞かなければならぬよう今日の状態があるわけです。いろいろの権能のある機関が、単なる代表者が出てきて一代表者が出でる限りは、部会といいますか、県農業会議の考え方をまとめた上で出てくる。それは理屈の上では当然であります。しかし、直接もつと細かに分析をしながら検討するといふことは必要だと私は思うのです。そういう場合はストレートに県の農業会議に意見を求めるといふうにしておきませんと、必ずしも局長がおっしゃっているような運営にはならないと私は思

う。確かに、理屈の上では局長のおっしゃるとお

りなのです。そうでなければおかしいのです。し

かし、直接農用地の利用増進にかかる事項な

の農業会議といふものには、そういう意味におきましても当然意見をまず聞いておかなければ、そ

ういう協議会においてもすつきりした結論は出せ

ないことは当然であろうと思っております。そ

ういうことから、この法律をつくります際におきま

しては、県農業会議が農振促進協議会の有力メン

バーであるという意味におきまして、運用上当然

の措置として県農業会議の意見を聞くということをぜひやりたいというふうに考えて立法化した次

第でございます。

○澁谷委員長 ちよつと速記をとめて。

○大山政府委員 先ほど申し上げましたように、立法の過程におきましては県の農振整備促進協議会のメンバーである、したがって、そこで意見を聞く中で農業会議の意見を聞けばいいということは、その場合に、その有力メンバーである農業会議の意見をあらかじめ聞くということとは運営上あるわけですね。農地部会あり、農政部会あり、部会をきちっと持つて、しかも総会を持つて県の農業会議は運営されているのです。ですから、この機関といふものは非常に権威のある機関ですね。

知事に對してのいわゆる建議をすることができる所を通じて各都道府県農業会議の意見を聞かなければならぬよう今日の状態があるわけです。いろいろの権能のある機関が、単なる代表者が出てきて一代表者が出でる限りは、部会といいますか、県農業会議の考え方をまとめた上で出てくる。それは理屈の上では当然であります。しかし、直接もつと細かに分析をしながら検討するといふことは必要だと私は思うのです。そういう場合はストレートに県の農業会議に意見を求めるといふうにしておきませんと、必ずしも局長がおっしゃっているような運営にはならないと私は思

う。確かに、理屈の上では局長のおっしゃるとお

りなのです。そうでなければおかしいのです。し

かし、直接農用地の利用増進にかかる事項な

の農業会議といふものには、そういう意味におきましても当然意見をまず聞いておかなければ、そ

ういう協議会においてもすつきりした結論は出せ

ないことは当然であろうと思っております。そ

ういうことから、この法律をつくります際におきま

しては、県農業会議が農振促進協議会の有力メン

バーであるという意味におきまして、運用上当然

の措置として県農業会議の意見を聞くということをぜひやりたいというふうに考えて立法化した次

第でございます。

○澁谷委員長 この際、暫次休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

○澁谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○澁谷委員長 質疑を続行いたします。島田琢郎君。

○島田(琢)委員 時間が細切れになつてゐるもの

ですから、いろいろとあつちこつち行つたりして

質問が一貫していないので、受け取る政府側とし

ても大変答弁しづらい点があると思うのですけれ

ども、まあ続けさせてもらいます。

ところで、私は、先ほど面積の問題についても

いろいろ議論いたしましたが、非常に心配をして

おりますのは、今度の農振法の改正で、次に申し

上げる点が果たして改善されるかどうかというこ

となんです。

その一つは、農基法農政というものが展開され

て以来、この統計数字にも出ておりますように、

非常に農地の移動や流動化が進まなくて、むしろ

財産的保有という傾向が強まって、一種兼あるい

は二種兼めて兼業農家が非常に増えた。これ

は依然としてその傾向は改まつておらぬのです

が、この点が果たして今度の農振法の改正ででき

るのかどうかというのが一つ疑問でございます。

そういう点では、三十七年と四十五年の二回に

わたつて農地法の改正が実は行われているわけで

すね。ところが、実は、一向に効果を上げていな

当然出でくるであろう、また、事実問題として聞かなければならぬことは確かだ、と、そういうふうに思つてあります。うお話しでしたが、これはどういうメンバーで、タイアップとしてはどうなつておるのか、この資料の提出をお願いしたいと思います。

○澁谷委員長 承知いたしました。

○島田(琢)委員 それでは、大臣がお見えになるまで一時質問を中断いたします。残りの部分につきましては、大臣がお見えになつてから再度お尋

ねをしてまいりたいと思います。

以上で、一応終わります。

○澁谷委員長 この際、暫次休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

○澁谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○澁谷委員長 質疑を続行いたします。島田琢郎君。

○島田(琢)委員 時間が細切れになつてゐるもの

ですから、いろいろとあつちこつち行つたりして

質問が一貫していないので、受け取る政府側とし

ても大変答弁しづらい点があると思うのですけれ

ども、まあ続けさせてもらいます。

ところで、私は、先ほど面積の問題についても

いろいろ議論いたしましたが、非常に心配をして

おりますのは、今度の農振法の改正で、次に申し

上げる点が果たして改善されるかどうかというこ

となんです。

その一つは、農基法農政というものが展開され

て以来、この統計数字にも出ておりますように、

非常に農地の移動や流動化が進まなくて、むしろ

財産的保有という傾向が強まって、一種兼あるい

は二種兼めて兼業農家が非常に増えた。これ

は依然としてその傾向は改まつておらぬのです

が、この点が果たして今度の農振法の改正ででき

るのかどうかというのが一つ疑問でございます。

そういう点では、三十七年と四十五年の二回に

わたつて農地法の改正が実は行われているわけで

すね。ところが、実は、一向に効果を上げていな

い。この点の原因となるものは、一体何と何な  
か、その辺、政府側としては分析されておられ  
ますか。

○大山政府委員 先般の農地法の改正におきまし  
ても、農地の流動化ということによる規模拡大と  
いうことを志向いたしましてあの手この手と打つ  
たわけでございます。しかし、基本的に申しまし  
て、農地所有者の土地の資産的保有傾向といふも  
のが非常に強いということが一つの問題であるわ  
けでございます。

また、一方、耕作権も強いということから、他  
人に貸すと、それが法定更新するというようなこ  
ともから、農地の価値が低落するということが  
から貸したがらない、こういう問題があるわけで  
ございます。そして、また、資産的保有傾向という  
ことから、さらに、値上がりというのですか、ま  
あそういうこともあるんでしようが、売りたがり  
もせぬというふうなことがあったわけでございま  
す。そして、また、その反映として、ところに  
よつては耕作放棄というような事態も出てまいっ  
たわけでございます。

農地の信託という制度につきましては、所有權  
の移転を、農協との間にしろ、せざるを得ない。  
これが貸付信託であろうと、売り渡し信託であろ  
うと、売り渡し貸付信託であろうと、いずれにし  
ても、所有權の移転を形式的に伴うということがあ  
やはりこの制度をうまく進めなかつたゆえんであ  
ろうというふうに考えるわけでございます。それ  
から、農協の農業經營委託の問題にいたしまして  
も、実績から見て大体毎年百ヘクタールぐらいと  
いうふうな事態でございまして、基本的な問題と  
いたしまして、やはり資産保有的な傾向といふ問  
題があり、しかも、貯すことに対し農民が非常  
に不安を持つという問題が、せつかく先般の農地  
法の改正で耕作権による農地の流動化という問題  
も意識したわけでございますが、それもうまくい  
かなかつたゆえんで、もうどうというふうに考えてお  
るわけでございます。

も、農地所有者が安心して貸せるということを一つの眼目とし、そして、また、借りる方の人から言えば、そういう計画的な地域の貸し手、借り手といいますか、所有者、耕作者、利用者一体となつた集団的合意のもとで計画が継続していく、そういう継続の過程の中に実態的に安定するということによって、いわば貸し方の不安をなくし、借り方といいますか、利用者側も安心して投資できるような方法というものを利用増進事業として考えた次第でござります。

○島田(琢)委員　局長、いまおっしゃっていることは確かにそのとおりだと私も思うのですね。いまでもそれじゃそういう考え方でやつてこなかつたのかと言えば、やはりやつてきたのですね。

特に、現地においてはそれぞれ市町村、農協も入ってもらつて、農業委員会は大変苦労をしながら農地の適正な移動を図つてきたんですね。ところが、全体としては一向にそれが改まらないのですね。ですから、貸し方も安心して貸せるし、借りる者も長期的な計画に立つて計画にそぞらを来さないような条件をそろえてもらうということは、これはもう全くおっしゃるとおりで、私もその点は一つも反論しないのですけれども、しかし、そういうお題目だけでは全然これは進まないと思うのですね。

ですから、今度の農振法なら農振法の中で、たとえば具体的に言いますと土地を仮に一反歩借りるとしますと、その小作料について、貸す方はなるべく高く貸したいわけですけれども、借りる側にしてみますとそろばんをはじきますわな。何万円も何十万も出してはとても借りられない。もつとも、小作料に何万も何十万もはありませんけれども……。そうすると、貸す方としても、現行の小作料ではとても貸し切れない。借りる方にしてみればなるべく安く借りなければ、いまの農産物の価格から逆算して土地の利用計画が成り立たない。こういう点を具体的に何かの手を打たないと私農地の移動というものはないのじやないかと私は思うのですよ。

それは売る、買うという場合はもちろんありますけれども、いま兼業農家がどんどんふえていて、専業農家が減っていくというこの状態というのは、先ほども局長のお話しの中にあつたし、私も申し上げましたとおり、これはまさしく財産的保有ということの方がむしろ有利だという考え方方が先行しているからなんですね。ですから、自分の土地を荒らしていくたって貯さないという極端な話は別としましても、もう少し何か有利な条件をお互いに与えてやることに法律上の手だてをしなければ農地の適正な流動化は図れないのではないか。もっと具体的に言えば、小作料に対する何らかの資金投入でも図って、一時的にでも流動させていくような糸口をつくってやらないといけませんのまでは幾ら法律をつくってお題目を並べても、現場で直接、同じ農民仲間で江藤政務次官はお気づきなんでしょうね。次官、この点はどうですかね。何かうまい名案をお持ちではありますとか。

○江藤政府委員 御意見のような点がございますので、当初、この法案が通りまして実施するモデル事業につきましては、たとえば小作料の三年の前払いをやる、それに對して国も助成をして、この制度が軌道に乗るようについてことで実は予算上の措置もいたしております。

そういうことで、一つの取つかかりを進めて、まずモデル事業からずつと広めていきたいという考え方を持ております。

○島田(琢)委員 そこで、特定利用権の問題ですが、これども、特定利用権を設定しようというふうな地域というものは何らかの理由によつて放置されているところが多いだろうと私は思うのですね。そういふ場合開発をしていかなければなりません。荒れた土地なんかもあるでしょう。あるいは、山林原野で網をかけた部分を開発しようとするれば、そこに金がかかりますわな。そういう点、考え方を持っています。

農用地域に入れて対象にしていけば、まあ補助金なんかも入るという道は開かれるでしようけれども、それだけじゃ利用したいという者がちょっと利用し切れないんじやないかという気が私はするのですよ。たとえば、一たん一年でも耕作しないで放棄したとしますわね。そうすると、それはもう雑草がいっぱい生えます。これをもとに戻すとすることは容易ならない作業が要りますし、金もかかるのですね。こういう点について、單にいまの補助政策の中での一定の率に応じためんどうの見方だけではとても借り切れないのでないか。こういう場合には、その行為に対する負担は経済的にどこが負担する考え方なんですか。

○大山政府委員 先生の言われました特定利用権を設定しなければならぬようなところはわれわれの考え方いたしましては、いわば草地利用権のように、未墾地で買収すべき土地について草地的な利用をさせるという、形質の変更を当然の前提とするような利用権の設定ということではございません。特定利用権というのは、耕作者が耕作していいないで、その経営状況なり労力事情なり、そういういろいろな事情から見まして引き続いて耕作する見込みがない場合に、耕作されないままに放置しておくのは好ましくない、そこで、いわば伝家の宝刀として共同利用の目的に供しようという趣旨でございます。

そこで、先生が言われましたような、単に耕作放棄されているようなところについて、特定利用権というかつこうでなくて、それを開発して、いわばそういう地縁が転在しているような場合に、それも開発して利用するということでございますが、予算を実は計上しているわけでございますが、その中において復元費も考慮してまいりたい、こ



て、和牛の「去勢の中」、それから乳牛の雄、去勢でございますが、これの「中」をとりあげ対象にしてはどうかというように考えております。

○安倍国務大臣 まだ検討の余地はあると思いま

すが、いま畜産局長が言いました内容を大体具体

的に考えておるわけでございます。

○芳賀委員 先日の当委員会の質疑の中においても、いま言われた和牛並びに肉用去勢牛の中肉を規格対象にするという点は委員会においても述べられたわけでありますが、国内産の牛肉の中でも市場における占有率から言うと、俗に乳廃牛と言わ

れる乳用雌が搾乳牛としての使命をおおよそ果して、貴重な肉資源としてこれを肉用に向けるとい

うような場合もあるわけでして、これがここ三年間の実績を見ても、国内で生産された牛肉の市場回りの約三分の一を占めておるわけですから、

こういう貴重な肉資源を、今回国産牛肉を法律の対象にすることにさら除外するということになれば、影響するところが甚大になるわけです。

ですから、この点について、この法律が成立すれば当然農林省令をもつて規格を設定することになれば、ありますからして、その際、いま大臣

の述べられた和牛の去勢牛と乳雄の去勢牛の中肉を対象にすることに乳廃牛といふのは——これは表現がまことに悪いわけですが、これは必要と認められた場合においては、当然それを省令の定める買い入れ対象にするかしないか、この点を明確にしてもらいたいと思います。

○安倍国務大臣 乳廃牛肉、この言葉には、いま御指摘がございましたようにいろいろと問題があ

るかという御意見でござりますけれども、これにつきましてはかねがね當委員会においても御要請がございましたし、御質問もあつたわけでございま

すので、これに対して農林省として、また、農林大臣としてどういうふうに考えているかということ

につきましてお答えを申し上げたいと思います。

○芳賀委員 乳廃牛肉を指定食肉の対象とすることは、本制

度の仕組みあるいは酪農関係施策との関連性か

ら、現状においては必要ではないものとも考えて

おるわけでございますが、牛肉資源としての重要性あるいは酪農経営との関連性等にかんがみ、今

後畜産振興審議会や学識経験者の意見等を求めて

さらに検討するとともに、今後本制度の運用を通じて乳廃牛肉の価格安定が図れないと判断される

事態が生じたときには、乳廃牛肉を指定食肉の対象とすることを前向きに検討をし、実施を図る考

えでございます。

○芳賀委員 もう少し明確にできないですか。現

在の畜安法においても、農林省令で定めるとい

ことになれば、当然農林大臣を中心として省議で決めるわけですから、農林大臣の権限で決める事

項をわざわざ畜産振興審議会や何かへ持ち出して

お伺いを立てる必要はないと思うのです。そう

なると、あらゆる法律に基づいた省令というものは

は独自判断ができない、どこかへ持つていて意

見を聞かなければ決められないというようなこと

になると、これは大変な問題ですよ。元来、法律

に付随する政令、省令というものは、法案審議の

場合は全部整備して、それを委員会に提

示して慎重な審議を求めるというのが当然じゃな

いですか。最近のように、黙つていれば全く政令

案も出さない、省令案については、いま大臣の言

われるようになっては、全部無理

になります。だから、省令で決める場合、その対象に

するといふふうに考えておるわけですが、これを必

要と認めた場合においては、当然それを省令の定

める買い入れ対象にするかしないか、この点を明

確にしてもらいたいと思います。

○安倍国務大臣 乳廃牛肉、この言葉には、いま御指摘がございましたようにいろいろと問題があ

るかという御意見でござりますけれども、これにつ

くましても専門家の畜産局長においても急頭にある

ことは専門家の畜産局長においても急頭にある

うことは専門家の畜産局長においても急頭にある

をいただきたいと思うわけでございます。

○芳賀委員 いまの大臣の発言から言うと、畜産

振興審議会等の意見を聞いてということは一言多

過ぎたということになるのじゃないですか。いま

まで、国産の牛肉については制度の対象にして

いなかつたわけでしょう。今度は、国内の肉資源

を牛肉の分野まで確保するという目的に立って、

畜産物価格安定法の中に、法律で言ふところの食

肉の中へ牛肉を入れたわけですから、牛肉といふ

ことをすれば、これはいわゆる和牛であろうと乳

牛という種類の牛はいないです。国内の食肉で

ある牛肉を、今度は価格の安定と需給の安定の目

的に対するわけですから、そのかわり一定の規格を

はかないです。世界のどこの文献を探しても乳廃

牛という種類の牛はいないです。国内の食肉で

ある牛であるうと、その個体から生じる肉といふ

ものは全部牛肉です。元来乳廃牛なんという種類

はないですよ。世界のどこの文献を探しても乳廃

牛といふ種類の牛はいないです。国内の食肉で

ある牛肉を、今度は価格の安定と需給の安定の目

的に対するわけですから、そのかわり一定の規格を

はかないですよ。世界のどこの文献を探しても乳廃

牛といふ種類の牛はいないです。国内の食肉で

ある牛肉を、今度は価格の安定と需給の安定の目

的に対するわけですから、そのかわり一定の規格を

はかないですよ。世界のどこの文献を探しても乳廃

牛といふ種類の牛はいないです。国内の食肉で

ある牛肉を、今度は価格の安定と需給の安定の目

的に対するわけですから、そのかわり一定の規格を

はかないですよ。世界のどこの文献を探しても乳廃

牛といふ種類の牛はいないです。国内の食肉で

ある牛肉を、今度は価格の安定と需給の安定の目

的に対するわけですから、そのかわり一定の規格を

はかないですよ。世界のどこの文献を探しても乳廃

牛といふ種類の牛はいないです。国内の食肉で

をいただきたいと思うのですが、いま多

過ぎたということになるのじゃないですか。いま

まで、国産の牛肉については制度の対象にして

いなかつたわけでしょう。今度は、国内の肉資源

を牛肉の分野まで確保するという目的に立って、

畜産物価格安定法の中に、法律で言ふところの食

肉の中へ牛肉を入れたわけですから、牛肉といふ

ことをすれば、これはいわゆる和牛であろうと乳

牛といふ種類の牛はいないです。国内の食肉で

ある牛肉を、今度は価格の安定と需給の安定の目

的に対するわけですから、そのかわり一定の規格を

はかないですよ。世界のどこの文献を探しても乳廃

牛は法律上当然牛肉の中に入るわけございま

す。われわれといたしましては、先ほどお答えし

ましたように、和牛の「去勢の中」と乳牛の「去勢の中」を買入対象にしていければ、それが代表的なものであり、価格の指標的な機能を持つておりますので、間接的な効果として全体の牛肉の価格の安定が図れるであろう、こういうふうに考えてあるようなお答えをしておるわけですが、実際に実行いたしまして、他の牛肉、乳牛を含めまして、これが価格安定が行われなくて、対象としたもののだけが価格安定がされ、その他のものはたたかれるとかあるいは価格が下がるというようなことは法律の目的を達しませんので、そういうことの事態が明らかになりますれば、言葉をかえて言いますと、われわれが予想しているとのと違った事態が出てまいりますれば、その段階で乳牛の牛肉を省令で追加していく。法律上当然追加できるわけでござりますから、そのようなことで対処してまいりたい、こういう趣旨で大臣からお答えをしておるわけでございま

○芳賀委員 いまの澤邊局長の答弁でありますと大体わかるのですよ。これは大事な点ですから、さらに農林大臣からこの点を明快にもらいたいのです。

それは、法律を国会で審議して決める場合、その条文の中へ、政令にゆだねるとか、農林省令で定めるとか、そういうことをうつておるが、これはあなたの方で決めるのじゃないですよ。われわれ立法院において、実施上この事項については閣議決定をもって、法律の精神に基づいて、実施に遺憾のないよう政令で決めなさいとか、この事項については、農林大臣のもとににおいて具体的に省令事項として実施を明確にして実行しなさいとか、だから、法律が命じているわけですかね。われわれ立法院において畜産振興審議会とか農林省のOBに聞きなさいなんということは、政府提案の法律であつてもそういうことはうたつてないわけですからね。そこを書き違えないようにしないと、安倍さんのいわゆる攻めの農政はできないと思うのですよ。

○安倍國務大臣 いま畜産局長が申し上げましたように、私も申し上げたことと変わらないわけですが、大臣から明らかにしておいてもらいたい。

ひ大臣から明瞭にしておいてもらいたい。大臣から明瞭にしておいてもらいたい。大臣から明瞭にしておいてもらいたい。

肉では法律の対象になるということははつきり読めるわけでござりますし、そういう中で牛

肉の価格の安定ということが目標でござりますから、先ほど畜産局長が申し上げましたような具体的な措置を講ずるわけでございますが、乳牛の牛肉を事業団が買入れておる限りは、この価格安定がその中ににおいて図れないというふうに判断したときには、これは

指定食肉の対象として加えることは当然のこととござりますし、私もこれに対しては前向きに考えていきたい、こういうふうに考えておりま

す。

○芳賀委員 その点は了解しました。

次にお尋ねしたい点は、今度は法律の制定によつて国産牛肉が畜産事業団の業務の対象というこ

とになるわけですが、そうなると、いままで事業団の業務の中で輸入に係る牛肉を事業団が買入れ

することができるということになつておるわけでございまして、これは昭和四十一年の畜産法の改正

で、以降そななつておるわけです。ですから、今まで国産牛肉を事業団の業務の対象にしておら

ない場合の輸入牛肉の取り扱いと、今度は国内牛

肉の価格安定と需給の安定を図るということになれば、この事業団の行う輸入牛肉の取り扱いにつ

いても、目的と運営の方法というものがおのずから変わってくると思うのです。変わらないといふ

ことであれば、これは変なことになるわけですかね。その角度から見た場合には、当然のこと

が農林大臣の承認を得て輸入することができるといふふうに見ておるわけでござります。

事業団が直接輸入業務をやるということになり

いまの局長の答弁は久しぶりで明快ですけれど

も、これは大事な点ですから、後やるかやらぬか

は農林省令に任せておくわけだから、この点はぜ

どございますが、乳牛は、この法律における牛

も、これは大事な点ですか

が今度は国内の牛肉を扱う。いまでも業者が輸

入した牛の肉を事業団が買入れてきておるわけ

ありますからして、この点を整理して、事業団

の一元輸入が行われるように法律を整備する必要

があるのではないかというふうに考えられるわけ

あります。

この点について農林大臣のお考えを聞かせて

もらいたいと思います。

○澤邊政府委員 事業団が直接輸入をやれという御趣旨の御意見かと思いますが、これは御指摘がございましたように、乳製品の場合には不足払い制度の一環といたしまして事業団が直接輸入をすることができるようになっておるわけでございま

すが、他の農林物資につきましても、たとえば食

管物資、米のような場合、これは民間が輸入した

物を政府が全量買い上げる、ほかの者は輸入した

物を買つてはいけない、こういう趣旨の規定にな

つておるわけでござります。その点、牛ににつき

ましては、従来もあるいは今度の改正によつても

変わらないわけでござりますけれども、事業団は

直接に輸入業務を行なうと

ましまして、従来もあるいは今度の改正によつても

変わらないわけでござりますけれども、事業団は

直接に輸入業務を行なうと

ましましては、従来もあるいは今度の改正によつても

変わらないわけでござりますけれども、事業団は

輸入を現在行つておるわけですね。その事業団

が今度は国内の牛肉を扱う。いまでも業者が輸

入した牛の肉を事業団が買入してきておるわけ

ありますからして、この点を整理して、事業団

の一元輸入が行われるように法律を整備する必要

があります。

この点について農林大臣のお考えを聞かせて

もらいたいと思います。

○澤邊政府委員 事業団が直接輸入をやれという御意見の御意見かと思いますが、これは御指摘がございましたように、乳製品の場合には不足払い

制度の一環といたしまして事業団が直接輸入をす

ることができるようになつておるわけでございま

すが、他の農林物資につきましても、たとえば食

管物資、米のような場合、これは民間が輸入した

物を政府が全量買い上げる、ほかの者は輸入した

物を買つてはいけない、こういう趣旨の規定にな

つておるわけでござります。その点、牛ににつき

ましては、従来もあるいは今度の改正によつても

変わらないわけでござりますけれども、事業団は

直接に輸入業務を行なうと

ましては、従来もあるいは今度の改正によつても

&lt;p

を政府が買入れをしておる、それを、現在の事業団の輸入牛内については、業者の輸入した物を買ひ入れるのとあたかも同じであるようなことをあなたは言つておつたわけだ。そうでしょう。米麦の輸入あるいは国内の移入にしても、これは厳重な統制をしているのですからね。業者の輸入し渡しすべしという命令がここに規定されておるわけですからね。それを、業者が輸入した牛内を現在の事業団が買ひ入れることができるというような、そういう規定と混同するようなことでは問題ですよ。ただ、食管法においては、この十一条の条文に基づいて、食管法施行令の第十四条の二で、政府の委託によつて米麦の輸入、輸出ができるということも政令事項でこれはうたつてあるわけです。だから、勝手に業者が通産省から輸入の発券を受けて米麦を買つてくるなんというわけにはいかぬですよ。だから、食管法を援用するならば、当然事業団の一元輸入といふものはやるべきなわけです。そのほか畜産事業団がやっておる指定乳製品は、これは一元輸入をやつておる。あるいは織糸価格安定法によつても、これは国会の委員会修正で、必要な事態の場合には事業団が一元輸入できることになつておるわけですから、だから、この機会にやるべきでないかということを私は指摘しておるわけです。これは大事な点ですから、大臣から御説明願います。

○安倍国務大臣 御存じのよう、牛内の輸入につきましては、従来から輸入割り当て制度のもとにおきまして、牛内の価格及び需給動向に即応して輸入量を調整するために、輸入牛内の大部は畜産振興事業団に取り扱わせておるわけでござります。今回牛内を取り扱いを増やすことに伴いまして、従来以上にこれはきめの細かい輸入調整が必要となつてくるわけでございます。このために事業団の輸入牛内を取り扱いを増やす価格安定機能を最大限に發揮させることはもちろん大切なことでございますが、このために平常時におきましては輸入牛内の大部を事業団に取り扱わせる

こととするとともに、特に必要がある場合には事業団に一元的に輸入を取り扱わせる措置を講じたいというふうに考えておるわけでございまして、これによりまして、今回の国産牛肉の買い入れ措置と相まって牛肉の価格安定が十分図り得るものと考えておるわけでございます。したがつて、特に必要がある場合には事業団に一元的に輸入牛肉を取り扱わせるということを考えておるわけでございます。

○芳賀委員 いま大臣の答弁された点について、二月二十六日の当委員会において畜安法の審議をした際、稻富委員の質問に答えて、現行制度によつても事業団の一元輸入と全く同様の行政によるところの取り扱いができるということを農林大臣は繰り返して言われたんですよ。私も聞いておりましたが、その点はどういうやり方をもつて現行制度でやれるかということが理解できないわけですけれども、大臣の言われたところの、現行制度のもとににおいて事業団が一元的な取り扱いができるというのは、たとえば具体的な方法としてはどういうふうにやるわけですか。これは局長からでもいいですよ。

○澤邊政府委員 先ほどお答えいたしましたように、現在事業団が直接輸入はいたしておりませんけれども、輸入した牛肉を買い入れることができることになつております。これは具体的には、事業団が発行いたします発注書を有する者に對して、その発注書に記載されておる数量を輸入割り当てするということでございますので、大臣がお答えいたしましたのは、特に必要があるような場合には——これは常時というわけではございませんけれども、特に必要がある場合には、事業団の発注書を持たない者には一切輸入割り当てをしない。そういうことによりまして、實際上輸入してから事業団に売る者でなければ輸入もできないというような運用を農林省としてはしていきたいというふうに考えるわけであります。

○芳賀委員 どうもよくわからぬのですが、それでは通産省の貿易局長が来ているはずですが、そ

の輸入割り当ての発券は行政上通産省がやるわけですから、いまの点、現行制度のもとにおいて畜産事業団は牛肉の輸入業務を一元的にやることができる、法律を改正しなくともできるという点について、所管の通産省としてはどういうふうにやるのですか。

○岸田政府委員 牛肉の輸入制度の運用に当たりまして、国内の需給安定に意を用いるべきことは私どもとしても十分心得ておるつもりでございます。このような見地で從来から農林省とはよく打ち合わせをしながら運営を進めてまいったところでございます。

いま農林大臣のお答えにもございましたように、現在でも、輸入割り当ての方式をいたしまして、その大部分は事業団の発注書を前提として、それに応じて割り当てるという方式をとっております。さらに加えまして、今後の運営として、価格が極端に低迷する等々、特に必要のある場合には全量この事業団の発注書方式にするということは現在の法律の運用においても可能でございます。いま農林大臣からお答えいただいたとおりかと思つております。

○芳賀委員 われわれの承知している範囲では、とにかく二元的な輸入になつておると言うのです。これは事業団も直接輸入するわけではないですからね。通産省から輸入業者が割り当てを受けた後は全体から言うと一〇%程度としても、これはいわゆる民間貿易と称して、つまり事業団によらない、民間の業者が直接通産省から割り当てを受けた牛肉を一定量事業団に売り渡しをする。後は全体から言うと一〇%程度としても、この中で九〇%は事業団扱いにさせる。あとの一〇%は民間貿易。恐らく農林省、通産省が相談して、上期下期の輸入計画に基づいた数量の配分をすると思うのですよ。だから、大臣の言われたように、現行制度においても、法律の改正をしなくて

ても事業団が一元的に輸入された牛肉の買い入れができるということになれば、二本立てにした通産省の割り当ててというものを全部、つまり一〇〇%畜産事業団に割り当てをするということにしなければ、この一元的な輸入牛肉の買い入れはできないということになるわけです。それは、形式は農林省、通産省の合議によることになるでしょうけれども、しかし、農林省としてこういう輸入計画で輸入が必要であるということになれば、協議事項であつても農林省の方針といふものは通産省においても同意すると思うのですね。具体的な実施ということになれば、そういうことですか。

○澤邊政府委員 これまでも、輸入割り当ての権限の設定と、その中で事業団が輸入された牛肉の取り扱いをどの程度にするかということについて、具体的に言えば、先ほど来お答えしておりますように、事業団の発注書がない者には輸入割り当てをしないという部分をどの程度の割合にするかというようなことにつきましては、農林省から通産省に要請し、あるいは通産省の方からも御相談があつて、十分話し合いをした上で、一致したことろで実行をしておるわけでございます。

そういう意味におきましては、今後も密接な連絡をとりまして、従来と同じように大半は事業団の発注書に基づいて輸入をする。一部につきましては、俗に民間輸入と言つておりますが、言葉は必ずしも正確でないと思いますけれども、その部分については、事業団の発注書がなくて、商社割り当てになりあるいは他の実需者の発注書に基づいて割り当てるというふうなことを通常の場合にはやる。ただ、特に必要がある場合には、全量事業団の発注書に基づかない者には割り当てをしないということにいたしますれば、その場合には、輸入した物は全部事業団に売り渡さなければならぬということに事実上なるわけですが、ございまして、一元的な取り扱いが特に必要な場合にはできるということになるわけでございます。そして、国内の価格安定制度との齟合性、調和がぶりとりやすくなるということをございます。

○芳賀委員 私の聞いておるのはこういうことな  
いです。二月二十六日の当委員会の審議の中にお  
いて、同僚稻富委員の質問に答えて、農林大臣  
は、法律を改正しなくとも現行法の規定において  
事業団の一元的な買い入れはできるということを  
繰り返して言われておるのでですが、それが現実に  
できるということになれば、いまの日本とオース  
トラリアの輸入牛肉の四十八年度下期の割り当て  
を、事業団分の四十万トンをまず凍結して、四十九  
年については輸入割り当てをしていないわけです  
から、これが日本と豪州間の輸入牛肉問題につい  
て、輸入割り当てをした分までも日本政府は凍結  
しておるのじゃないかというようなある種の不信  
感がまだ払拭されおらぬわけですからね。だか  
ら、今後当然これは法律を改正すべきである、す  
つきりした形で、輸入牛肉についても管理貿易の  
形で、国産牛肉と輸入牛肉を畜産事業団が業務と  
して扱うべきである、と、そういうことをわれわ  
れは一貫して主張しておるわけです。

それを大臣は、現行制度のもとにおいて政府が  
行政運用によって一元的な扱いができるといふこ  
とを言われておるわけです。しかし、いま局長の言  
われておるのは、畜産事業団の発注分だけについ  
ては、ということでしょう。全部とはあなたは言  
つていないのでしょう。畜産事業団の発注分を業者  
は事業団に売り渡すのはあたりまえのことですか  
ら、それじゃ一元的でないでしよう。割合はたと  
えば一〇%であっても、民間貿易に、通産省が直  
接業者に割り当てておるわけですからね。それ  
も含めないと、これは一元的な扱いということに  
ならぬわけですからね。行政的にやるということ  
になれば、その輸入計画の全量をまず畜産事業団  
に割り当てをするということから行わなければ、  
現行制度のままであっては、これは一元的な取り  
扱いは絶対にできないでしよう。それを、この法  
律が通れば行政運用でやると言うのか、やれると  
いうのか、その点がわからないんですよ。

されども、事業団の発注書に基づいて割り当てをするものと、事業団以外の発注書に基づいて商社に直接割り当てるというものが通常の場合あるわけでございますが、事業団の発注書に基づかなければ割り当てないという部分が大半であるといふうに、通常の場合はこれまで運用してきているわけでございますが、一部は事業団の発注書がなくとも輸入割り当てが行われているわけです。その部分をいわゆる民貿と言っているわけでありますが、それが特に必要な場合には、全部事業団の発注書がない者については割り当てをしないというような運用が現行法のもとにおいてできるわけでございます。そうなれば、輸入したもののは事実上全部事業団に売らなければならない。発注しているのは事業団だけではかの人はいないわけですから、一般の商割り的的なものがなくなるというこになりますれば、輸入したものは全部事業団にいく。こういうことが特に必要な場合にはそういう割り当てをすればできるわけでございます。これは現行法上もできるわけでございますので、特に必要がある場合にはそのような運用をしたい、こういう考え方でおるわけでございます。

○芳賀委員 そうなれば、通産省としては事業団に輸入目標の全量を割り当てしなければならぬということになるでしょう。そうなれば、今度は事業団がその指定業者に発注するわけですからね。局長の言うのはそれとちょっとニュアンスが違うのじゃないですか。

○選邊政府委員 特に必要な場合には事業団の発注書のない者には一切輸入割り当てをしないということになりますと、輸入割り当てを受けて輸入できるものは、輸入した牛肉は全部事業団に割り渡すということになりますので、輸入して事業団以外に流れるというものは一切なくなるわけでござります。そういう運用は現行法のもとにおいてもできますので、そのような運用を持て必要がある場合にはしていきたい。しかし、常時そのようになると、たゞ、平常時の場合には大半、先生は九割

注書がある者だけに割り当てる。ただ、一部については事業団の発注書がなくとも割り当てをすむ。こういうことで、一部いわゆる民間貿易というものは残っておりますけれども、必要が生じた場合にはそのような民間輸入の道も一時的に閉ざしていくという運用を考えておるわけであります。

○芳賀委員 局長、答弁をなるだけ詰めてくださいね。あなたのいま答えたのは、現在のやり方がこうだということを述べておるにすぎない。大半を事業団が扱つておる、一部を民貿でやっておると言うのなら、いまやつておる形でしよう。そうじゃないですよ。農林大臣が稻富委員に強調されたのは、法律を改正しなくても現行制度のもとにおいて事業団が——これは現行制度ではどうしても直接輸入できないですからね。とにかく、輸入牛肉については一元的に事業団の買い入れがやれる。本当にやれるんならそれも一つの処方であるというふうにわれわれも考えておるんですけどね。そうなれば、繰り返して言うようだが、通産省がまず——上期、下期の輸入目標というのを、これは農林省が策定するわけでしょう。その必要と認めた全量を、まず手続上の順序として畜産事業団にその全量を割り当てしなければならぬでしょう。それを基礎にして、事業団がいわゆる指名業者というのを持つておるでしょう。これは食糧庁でも何でも、管理貿易をやる場合にはほとんど業務委託のような形ですね。これは、食糧庁に入する牛肉の最低価格というのを決めるわけでしょ。いわゆる敷札というものを事業団が農林省と相談して決める。それに対して指名業者に入札をさせるということになるわけでしょう。入札の結果、事業団の敷札に最も近いものを数社選定して、その業者に牛肉の輸入をやらせる。その行わることに決まった業者に対してもう一度、初めて通産省が

正規の輸入割り当てをする。発券をするわけでもない。そういう順序でやつておるわけでしょう。ところが、民間貿易についてはそういう順序を経る必要はないのですよ。直接輸入業者に對して、一部であつても、一定数量と、いうものを割り当てる。それが輸入割り当て制ですからね。だから、一元的にやるということになれば、あらかじめ畜産事業団に与える枠といふものの全量を畜産事業団に与えるということにしなければ、それを基礎にして業者に入札をさせて、選定した業者に対して、その割り当て数量の全体に充當できるだけの輸入割り当てを通産省がやるわけですからね。そうできるということは、やればできることはわかりますけれども、今後国産牛肉の管理をするためには、畜産事業団の場合には、今度は輸入牛肉の放出については、国産牛肉が豚肉と同じよう上位安定価格を超えて高騰するおそれがある。すでに高騰したという場合には、手持ちを放出して、国内の買い取った牛肉があればそれを出すことになるわけですが、そうして上位安定価格を超えないように、消費者保護のために安定を図る。事業団はその目的に従つて業務をやるわけですが、いわゆる民間貿易ということになれば、従来よりも整然とした牛肉の輸入というものをやる必要があるのではないか。だから、いまの現行制度のもとにおいて一〇〇%畜産事業団にやらせるということになれば、それも一つの方法だと思うのですよ。直接輸入するよりは劣つていますけれどもね。

結局、輸入の委託業務という形で指名業者の中から数社を選定して輸入をするということになるわけです。その場合には通産省が、直接輸入ですからして、畜産事業団に輸入割り当てをし、発券をするということになりますから、この点が違うわけです。その場合には、結局、事業団がその割り当てを受けてから、正規な手続で、目標価格に近い買付けをしてきますという業者というものを入札によって決めるということになるわけですからね。だから、その入札をする場合の予定価格といふものは、現行制度のもとにおいても、直接輸入になつた場合においても、良心的に事業団が行うということになれば、輸入された牛肉の価格というものは変わりはないということにはなるのですよ。

そういう業務を農林省、通産省が指導してやつておるわけですから、少なくともわれわれ国會議員よりはわかつておるでしよう。毎日その仕事だけやっておるわけだからね。われわれは国政全般にわたつて責任を持つてやつておるわけですからね。限定された仕事だけ任務にして毎日毎日やつておる人たと、国政全般のわれわれと、その問題に限つては、それは専門の度合いとか具体的な実行の方法等については懸隔があるのは当然ですね。われわれよりも明確にできない態度といふのはおかしいじやないですか。これは貿易局長からでも、私の言つた手続上の順序というのが間違つておれば、この点が間違つておるということをはつきり示してもらいたいと思います。

○澤邊政府委員 今までやつてていることと同じじやないかという一番最初のお尋ねですけれども、先ほど来御説明しております事業団が輸入肉の大半を扱う、その点は從来と大体同じようやつてきたいというふうに農林省としては考えているわけですが、特に必要がある場合、一元的に輸入肉を取り扱うということは從来はやつておりません。今後それをやりたい、ただ、その場合も、先生が御指摘になつておりますように、事業団が直接輸入するということではなしに、事

業団が発注をして、その発注書のない者には割り当てをしない、こういう割り当て制度の運用をやらなければ。その場合には、畜産事業団がその割り当てを受けますから、正規な手續で、目標価格に近い買付けをしてきますという業者というものを入札によって決めるということになるわけですからね。だから、その入札をする場合の予定価格といふものは、現行制度のもとにおいても、直接輸入になつた場合においても、良心的に事業団が行うということになれば、輸入された牛肉の価格というものは変わりはないということにはなるのですよ。

事業団が発注する場合は、原則としては入札をして、品質なり価格も一番有利だという商社に発注書を出すわけでございますので、その点は、事業団が直接輸入業務を行う場合も発注をするという立場で一元的に取り扱います場合も大差はないわけでございまして、予定価格というものを定めまして、大体一番有利な価格を提示し、最も適当な品質に合うもの、そういうものの輸入できる商社に発注書を出すわけでございますので、そこは競争関係を前提として相手を選定するというやり方は、事業団みずからが輸入する場合とそうでない場合も同じような形態になるものというふうに考えておりまますし、從来もそのようにやつておるわけであります。

○芳賀委員 その点は私が言つたでしよう。事業団の発注を受けたことが証明されなければ、事業団の極内に對しての割り当てといふものは通産省はやらないわけですからね。そうでしょう。だから私は、私がさきに具体的に述べた方法といふのは、現行制度におけるいわゆる輸入割り当て制によつて牛肉の輸入を行つ。その輸入された牛肉を畜産事業団が買入れることが出来るというの

は、これは現行制度ですからね。だから、むしろ、農林大臣や畜産局長に私の説明した点に間違があるかどうか、担当の貿易局長から明らかにしてもらいたいということを言つておるのです。

○岸田政府委員 質問している点に端的に答えてください。

○岸田政府委員 牛肉に関する輸入制度の運用におきまして、国内需給との調整を図るという際にまずは、まず第一に今後の全体の輸入計画を立てるということと、その計画に基づいて外貨割り当てをします。この外貨割り当てによって、全体の輸入數量とそれから主要なる配分方法といふものが決定されるかと思つておるわけでございます。それに加えてさらに細かい調節を図るという配慮を表現するために、先ほどお話しいたしましたように、事業団が直接輸入業務を行う場合も発注をするといふ場合の一元的に取り扱われる、こういうよう

な場合においては一元的な輸入の取り扱いができるのだということを言つておるわけでございます。されど、制度改正というものは国産牛肉を対象にするわけだから、これは輸入牛肉をその枠内に入れなければ、外貨資金割り当てに際しましては、農林省に協議をして発注するという制度も現在とられておるところでございます。

お話しの中で、一部そういう制度によつていな一部分があるのはどういう理由かという点でございますが、これは、商社その他の人たちがそれを競争の創意工夫なりあるいは情報網を活用して機動的に買付けるといふ余地を残しておくことになりますが、これは、商社その他の人たちがそれをもございましたように、特に緊急の事態といふことになりますとそのような配慮もしておられるいという事態が起り得るかと思ひます。こういった場合には、今後の運用として、新しく全量事業団の発注書を裏づけとするという方式をとることにつきましては、先ほど来お答えいたしておりましたように、私どもも今後の方策として考えてみたいと思つておるところでございます。もしそういう制度ができるならば、実質的には事業団の発注といふものがすべて外割りの前提になつてくらいいますように、私どもも今後の方策として考えてみたいと思つておるところでございます。

○安倍國務大臣 私がお答えをいたしたのは、現在の制度におきまして今日までは一元的な輸入の取り扱いはやつていなかつて、必ずしも事業団に一元的な扱いをさせますぐらいのことは言ふべきじゃないですか。われわれは、通常の外貨割り当てはできませんが、それでも、いまの農政の安倍農政のもとにおいて、法律改正をしながらも事業団が前向きになつて、攻めの農政が言つておるわけですよ。畜産局長はそこまでいかないわけだからね。大部分とか、非常の場合には、そういうふうなことで逃げておるわけではありません。むしろ、農林省が前向きになつて、攻めの農政の安倍農政のもとにおいて、法律改正をしながらも事業団に一元的な扱いをさせますぐらいのことは言ふべきじゃないですか。われわれは、通常の外貨割り当てはできませんが、それでも、いまの貿易局長の答弁といふのはなかなか明確に理解できることです。大臣、そう思ひますか。

○安倍國務大臣 私がお答えしたのも貿易局長が答えたのも変わらないと思うわけですが、いま芳賀さんのおつしやいましたように、新しい制度ができるわけでございますから、そういう中にあって輸入の秩序といふものはつくつていかなければならぬわけであります。ですから、これまで一元的な輸入の取り扱いといふことはしておらなかつたわけでございますが、今後において、新しい

制度に基づく運用として、特に必要な場合においては一元的な輸入の取り扱いができるような運用を図つていかなければならないし、また、これは今日の制度においても十分やり得る。こういうことですから、そう変わつてはいないと思うわけです。

〔委員長退席、笠岡委員長代理着席〕

○芳賀委員 それならわかるのですよ。そういう趣旨でこの間稻富委員に答弁したのでしよう。だから、問題は、先ほどから澤邊局長が繰り返しているとおり、畜産事業団の発注書を持った者でなければ牛肉の輸入割り当てをしないということを盛んに言つておるが、その前に畜産事業団は入札をやるわけですからね。通産省にしたって、畜産事業団に九割なら九割の一々総体十万トンであるば、九万トンは畜産事業団の分、あと一万トンは民質という場合、発注書を出す場合には、畜産事業団はまず業者を集めて入札をして、そして数社を選定して、それに對して、この会社は一万吨とかこの会社は二万トンとか言つて、合計すれば九万トンになるようにして発注書を与えるわけですから、通産省だって、その発注書を持つていいかないに對して割り当てるということはないでしょう。だから、大臣が言つておるのは全類ですかから、十万トンを事業団の配分にして、その中で発注書を区分すれば、それは当然一元的な取り扱いということになるのですよ。私はそれを言つておるのである。大臣もそれが念頭にあって言わっているのですよ。大臣もそれが念頭にあって言われておると、いろいろに思うわけですからして、当然これは法律改正をして、畜産事業団の一元的な直接輸入ということにするべきであります、が、政府案にはそういうのが出ていないですから、法を行政的に一元的に取り扱いをするというようにならぬ進めてもらいたいと思うのですよ。

○安倍國務大臣 私の考え方もいまの芳賀先生の考  
えもそう変わっていないと思いますが、私がいつ  
も言っておるのは、特に必要な場合においては一  
元的な輸入の取り扱いができるような運用が現在  
の制度においてもできるんだということを言って  
いるわけでござりますから、その辺は変わってい  
ないと思います。

○芳賀委員 だから、できるということはわかつ  
たんでしよう。やればできるということはわかつ  
たわけだから、あとは、この法律が成立した後に  
やるかやらぬかということの問題だけが残るわけ  
ですから、できることであれば、農林大臣が政府  
を代表しているのだから――私は本当はきょうは  
通産大臣の出席を要求しているのですよ。しかし  
農林大臣一人でも現政府を代表できるわけですか  
ら、やれるということはわかつたわけだから、や  
れるのであれば、あとは実行だけが残されておる  
わけですので、大臣の明確にされた事業団の一元  
的な取り扱いということで今後ぜひ努力してもら  
いたいと思います。

その次に申し上げたいのは、ことしからいやで  
もおうでも国産牛肉、いわゆる指定牛肉の安定価  
格といふものを畜産審議会の意見を聞いて農林大  
臣が定めて告示をされるということになるわけで  
すが、これは初めて行なうわけですから、物事は  
始まりが大事ですから、ことし最初に指定牛肉の  
安定価格を決める場合の算定方式あるいは算定の  
方針というものについて、骨子になる点を明確に  
しておいてもらいたいと思うのです。

○安倍國務大臣 牛肉の安定価格につきまして  
は、現在、学識経験者等の意見を聞きまして、そ  
の算定方式について検討を進めておるところとござ  
いますが、いずれにいたしましても、よく御承  
知のように、一度生産が縮小すればその回復がき  
わめて困難であるという大動物としての特性、あ  
るいは現在の生産状況や価格等の需給事情その他  
の経済事情を十分考慮して、再生産の確保が十分

に図れるよう、畜産審議会の意見も聞いて決定をしてまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

しかしながら、現時点においては、生産費等安定価格を算定するに当たり使用すべき資料もまだ未整備でございます。今後長期にわたりまして肉用牛経営の動向を大きく左右する安定価格の算定方式を現在の時点において固定的に決めるということにつきましては問題が多いために、今後の資料の整備等を待つて順次検討を加えて、より適正な算定方式に改めていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○芳賀委員 それをどういうような骨子でやるか、その行う方針をここで示してもらいたいということを質問しております。

○安倍国務大臣 この制度は、本来、市場における自由な流通及び価格形成を前提として、市場における異常な価格変動を防止することを目的としておることが第一点であります。第二点としては、肉用牛の肥育経営が合理化、規模拡大等改善の余地がまだ大きく、今後合理化、規模拡大を図る必要があること。さらに、第三点としては、本制度を、牛肉の再生産の確保を図ることのみならず、牛肉の消費者価格の安定にも十分役立たせる必要があることと考えられること。そういう事情を十分に考慮して決めたいというふうに考えておるわけでございます。

○芳賀委員 そこで、具体的にお尋ねしますが、今回の政府の改正は価格条項に触れていないですね。触れてなければ、現行法の指定食肉ということになれば、今度は牛肉と豚肉まで入って指定食肉ということになるわけですからね。現行制度においても、安定価格を決める場合は、生産事情並びに物価その他の経済事情を参酌して、再生産確保を目指として決めなさいということになつておつて、これによって、食肉の関係では豚肉の安定価格、いわゆる安定下限価格と上限価格というのが毎年決められるわけだし、同じ法律の条文によつて、加工原料乳補給金法というのは畜安法から

○**安倍国務大臣** 確かに、加工原料乳の場合と豚の場合の価格につきましての算定方式が違つておるわけでございますが、法律の条文は同じでも算定方式が違つておるということは御指摘のとおりでございますが、今回の牛肉の安定価格帯の算定方式につきましては、まだはつきり固定をしているわけではございませんが、私といたしましては、実勢方式といいますか、そういう方式で決めてたい、こういうふうな考え方を持つておるわけでございます。固定しておるわけではありませんが、現在のところはそういう考え方を持つておるわけでございます。

○**芳賀委員** それでは、豚肉の安定価格を決める方式でいいのかどうか。

○**選邊政府委員** 豚肉の安定価格を決めますのは、俗に需給実勢方式と言つておりますけれども、正確には過去の基準期間五ヵ年をとりまして、その平均価格を、最近の生産費基準年次に対します最近の生産費と、基準年次の生産費を最近分かれた関係もあつて、加工原料乳等の金額における保証乳価の決め方は、法律の条文から言うと、畜農法の指定食肉の安定価格を決める場合と全く同じ条文になつておるのでね。同じ条文のとにおいて同じ事業団が扱う食肉と加工原料乳とがある。ところが、保証乳価と安定価格の決定方が違うのです。法律の条文は全く同じだが、算定方式が違つておるので。ただ、再生産を旨として畜肉の生産者の立場を攻めの農政で重視するということになれば、一体、保証乳価を決める場合の算定方式によるのか、あるいはこの豚肉の安定価格を決める場合の算定方式によるのか、これは大まかに言つて二つの方式が現存しておるわけですからね。だから、基本的な方針としてはどちらの方式に基づいた算定を行おうとしておるのか、そのくらいのことはわかるでしょう。もう急いで上げてくれ、上げてくれと言ひながら、算定方式はまだ考えていませんなんというのはいかぬと思うのですよ。その点率直に答弁してもらいたい。

の生産費で物価修正したもの、その指數を掛けまして出すというのが基礎になつております。

したがいまして、先ほど大臣がお答えしましたのは、それを需給実勢方式と俗に言つておりますので、それに買入れ 売り渡しという同じような制度でございますので、それを基礎にして検討したらどうかというように考えておるわけでござります。もちろん、豚肉の場合におきましても、単なる需給実勢だけではなくして、生産費の最近の動向といふものは十分織り込まれるというようになります。なことになつておりますので、牛肉の場合も、同じように生産費といふものは算定の一つの要素になるということについては変わりはございません

○**芳賀委員** 豚肉の安定価格の決め方について  
は、これは三十六年に畜安法ができてから毎年議論しているところですが、この一番の欠点は、豚生産の経費といふものが的確に計上されておらないでしよう。あるいは豚、あるいは肉牛の飼育管理等に投下された自家労働といふものが的確にこれが加算されていないわけですからね。そうなると、結局、食管法で決める米価等については、これは生産費所得補償方式で計算してやつておるわけですから、少なくとも、今後国内において肉資本を確保するということになれば、生産者の投下した労働力あるいは実際に投入された経費等というものは、価格決定の一一番基礎的な要素にするといふのは当然なわけですよ。それを市場価格の五カ年間の実績を基礎にするわけですからね。生産費と言つても、自家労働については他産業労賃の大体半額ぐらいの農業日雇い労賃で生産費といふものは出ておるわけですからね。それに生産と需要との間に於いて、国内で増産する必要があるとか、過剰傾向になつたから抑える必要があるといふような場合に、需給促進とか需給抑圧の係数というのを最後に方程式の中へ使うことになつております。

価格を決めるということになれば、これが基礎になるから、その翌年にまた決定する場合においても根本的な改善はなかなかできないと思うのですよ。だから、私は、いまの自民党政府のもとでは、少なくともわれわれの注文どおりなことはできないと思うのですよ。それはわかっていますが、すでに実績のある加工原料乳の保証価格の算定方式くらいはこの際最初から取り入れて牛肉の安定価格を決めるべきでないかというふうに考えておるのでですが、その点は大臣としてはどうですか。

○安倍国務大臣 現在のところは、先ほど申し上げましたように実勢均衡方式で決めたいというふうな考え方を持つておるわけでございますが、しかし、牛肉につきましては、御存じのように、これが生産が縮小すればなかなか回復が困難であるという特性があるわけでござりますから、こういう点は価格を決める場合におきましても十分配慮をして決めていくことが必要である。これも算定において十分配慮を加えることだというふうに思つておるわけでございます。

したがつて、現在では、加工原料乳保証価格の方式をとつていくという考えよりは実勢方式でやるということになりますが、しかし、繰り返すようですが、牛肉の生産が縮小したら拡大は困難であるという特性だけは十分配慮していくたい、こういうふうに思うわけであります。

○芳賀委員 安倍大臣も、あなたは三木クリーン内閣のものにおける閣僚としての責任を持つているわけですからね。三木総理にしても、言うことはなかなか国民の期待を集めようと言つておるが、全然実行できないでしょう。あなたがそのとおりだとは私は言いませんけれども、とにかく、攻めの農政をやるということをちゃんと旗を立てて言っておりながら、この畜安制度の運用にしても、大事な価格決定の方式にしても、従来同様の豚肉と同じような需給均衡方式でやりたいということになれば、これは何も攻めにならぬじやないです。退却じやないですか。

いま、豚肉にしても、政府の価格政策が貧困な関係で生産減退しておるでしょう。牛についても、乳牛にしても、肉牛子牛にしても、子牛が非常に不足しておるでしょう。結局、これは生産者が意欲を失ったという証左ですからね。それじゃ、豚肉について、弾力開税を適用して、無税で外国から豚肉を輸入するということを先日決めたでしよう。「ところがそんな安い豚肉が入ってこないでしよう。いま、豚肉の市場価格は、安定定位価格をはるかに超えて、枝肉一キロで大体九百円くらいでしよう。ところが、アメリカにおいて豚肉というのは全く不足して、むしろ市場においては牛肉より豚肉の方が高いような状態ですかね。国内の肉資源を政策的貧困によつて枯渇させるような状態で、不足分は開税を無税にして輸入すればいいと言つても、安い畜肉なんというのは入つてこないわけですからね。そうなれば、国内において資源の確保をしなければならぬ。生産者の生産意欲をかき立てるためには、一番有効な施策としては、いま放任された価格政策というのを相当積極的に進めなければならぬということになるわけですからね。

十分配慮して決めていきたいと思うわけでござりますが、全体的には、牛肉を指定食肉としてお願いして、畜安法の中の指定食肉にしていただき、同時に、また、国会の中の御意見も十分考慮しながら、先ほどの乳牛の問題にしても前向きに取り組んでまいりたいと私は思つております。それから、輸入の問題につきましても、先ほど申し上げましたような運用によつて一元的な取り扱いをしていけるということにいたしておりますが、全体的には前進をしていきつたると思つてございます。

もちろん、まだまだこれから十分努力しなければならぬことがあるということは自覺をしておりまますし、何としても畜産につきましては、畜産農家が生産意欲を持って今後の畜産經營に取り組んでいけるという、これは価格政策ではなくてそれが生産対策を含めて今後ともわれわれに課せられた大きな課題であるということを痛感いたしました。

○芳賀委員 もう一点。これは最後になりますが、この畜安法の中においても、豚肉もそうであるし、今後、牛肉も、政府が決定した安定下限価格を下回り、あるいは下回る恐れがあるという場合に初めて事業団の買い入れ発動ということになるわけですが、そこに至る段階において、指定生産者団体は、これは牛肉の場合においても、農地組織の全農が畜安法の指定生産者団体ということに省令で決められると思うのですよ。その指定生産者団体が国産牛肉の調整保管計画を策定して、そして、まず農林大臣の承認を受ける。承認された計画に基づいて、指定生産者団体である全農が、牛肉あるいは豚肉の調整保管行為を行ふわけです。だからね。ですから、買い入れ発動ということになると、東京、大阪等の大消費地、いわゆる法律によっては、指定生産者団体の調整保管行為の中ににおける牛肉あるいは豚肉を優先的に買い入れることになるわけですね。

あるいは北海道というふうに相当遠隔な地が牛肉等の主要な生産地域ということになるわけですね。従来の問題は、買い入れ筋動をやる場合においては、東京と大阪の中央卸売市場における安定下限価格のいわゆる買い入れ価格を基準にして、その指定買い入れ場所が、産地買い入れの場合においては、主要生産地域の中において買い入れすることができるということになるわけです。これは当然なことであります。その場合の買い入れ価格は、中央卸売市場の基準価格から運賃とかそれに付随する経費を控除した安い値段で買い入れるということに従来の運営はなっておるのであります。そうなると、国内の地域によって生産者に与える手取り価格というものは異なるわけですね。こういうことは畜肉以外にはないわけですよ。米麦にしても、あるいはイモでん粉にしても、あるいは砂糖原料のてん菜、サトウキビにしても、政府が告示した価格はいずれも生産地における、あるいはその圃場における生産者に対する保証価格ということになつておるわけでありますからして、今後買入れる場合の運用としては、生産地の買入れ場所において、全国どの場所で、つても生産者の手取り価格というものは均一にならうように実行すべきだと思うのですよ。これはできないということはないと思うのですね。

それは、先ほど言いました指定生産者団体が豚肉あるいは牛肉の調整保管行為をやつておるわけですから、その指定生産者団体は、農業協同組合の組織の中にいて、米は政府の直接買入れであります。農産物、牛乳等についても目的として取り扱いをしておる。特に、畑作農産物等については、共同計算方式によって運賃、経費等はペール計算にして計算をするわけでありますからして、全国どこの生産者も手取り価格は統一され、均一になつておるわけですね。このことが畜肉だけについてできないということはないと思うのですが、だから、買入れの場合においては、たとえば指定生産者団体が一万トンとか五万トンといふような数量を一括買入れをするという、そ

ういう買い入れ契約を行えば、生産者手取り価格の均一化ということは当然できると思うのですね。

ですから、この点について、牛肉を対象とする  
という機会に従来のやり方を根本的に改善する必  
要があるんじゃないかな。検討を加えて改善すべ  
だと思いますが、この点はどうですか。

えておりますけれども、ただ、地域の違う生産者について全部手取りが同じということは、通常の市場価格形成の場合もおのずから運賃差等といふものは発生しておるわけでございますので、生鮮食料品等についてはそういうことになつてゐると思いますので、それを前提にして考えておるわけでございます。

ただ、先生が最後のくだりでおっしゃつたのは、農業団体が自主的に委託販売をやつておるわけでございますが、価格が極端に下がつたような場合、手取りを同じようにする一種のブール計算といったようなものを考えるべきではないかといふような御趣旨ではなかつたかと思ひますが、そういう点につきましては、出荷者が納得が得られればそういうのも一つの考え方ではないかといふように思ひますので、私どもいたしましては、今後生産者団体ともその辺は研究はしてみたいというふうに考えます。

○芳賀委員 そういうことを言つておるのじやないのですよ。いいですか。この買い入れ発動という事態はなるだけ生じない方がいいのですよ。だから、たとえば安定下限価格を決める場合においても、生産者が納得して再生産が維持できる価格というものをまず決めれば、それが一番大事でしよう。だから、後は運用の中において、その下限価格より暴落するなどの不安が生じないようにするということが一番望ましいわけでしょう。だから、運営がよろしければ、一年も二年も買い入れ発動しなくても済むわけですから、それが一番望ましいと思うのですよ。

ですから、通常の場合は、卸売市場において市場価格といふものは形成されて、その上限と下限の幅の中で、この形成された価格で取引が行われておるわけですから、それをとやかく言っておるわけじゃないですよ。どうしても買い入れ発動をしなければならぬという場合には、農林大臣が決めて告示した下限価格というものに基づいて買入を入れをするわけですから、その場合には、その時点の市場の価格とは一応関係がなくなるわけで

り、法律の中に指定生産者団体の規定というものが定められており。しかも、その団体の行う調整保管計画というものは農林大臣の承認を得て行う優先的に買うということになつておるわけですか、事業団と調整保管団体との間ににおいて必要量の買い入れとか取引の契約といふものは成立するわけですね。そうなれば、結局、全農が指定生産者団体であるからして、農協が扱つておる畑作農産物一切と同じよう、これは共同計算方式によつて、関東であつても、北海道であつても、九州であつても、その生産者に与える手取り価格というものは均一になるのです。そのようにこの際改善すべきでないかということを私は大臣に尋ねておるわけですね。

改善といつたって、その実行をどうするかという検討を進めなければ改善の実を上げることはでききないのでですから、事を分けて言つておるでしよう。これは大臣として明快に答弁してもらいたいと思うのですよ。事前に質問事項を通告してあるわけですからね。

○安倍国務大臣 この問題につきましては、生産者団体とも協議して、十分研究してみたいと思います。

○遠谷委員長 津川武一君。

○津川委員 端的に二、三の点を農林大臣に質問してみます。

今度価格の保証の対象になる、政令で決める牛の種類ですが、先ほど、局長は、今度の法律は牛肉全体を対象にする、全体の価格安定を期してやる、したがつて、農林省が当初考えたよりもしく変わつてくる、乳牛等その他のものを全体として政令に入れるこれを考へると、と、こう言つておりますが、この場合、外国種の牛肉も対象になりますか。

○澤邊政府委員 外國種のものを入れるべきかどううかということはいま慎重に検討いたしておりますが、結論はもちろん出ておるわけではございませんけれども、現在、外國種のわが国におきます生産の増加ということにつきましては農林省としてもいろいろ指導しておりますので、いずれかの機会には必ず入れるべきだと思います。

かということについては、現在、市場におきまして評価がまだ決まっておらないし、外国種の牛肉

の価格が幾らかということについてデータが必ずしも正確に整備されておらないという点もござりますので、当初からやるかどうかということについてはなお慎重に検討したいと思いますが、いずれかの機会には当然入れていくべきものであるとうふうに考えております。

○津川委員 その次に 農林大臣 和なまき  
日本農業新聞の論説を見てびっくりしたのです  
が、政府は業者の圧力と自動車産業などの外団の  
威力によって三ヶ月間の耳錠をするんじゃないのか

日本によって牛肉輸入の再開を認められました。しかし、なぜか心配を書いているのです。私はそういううことはあるまいと思っていたが、これを見てびっくりしたのですが、きのう豪州のサリバン第一次産業大臣が農林省を訪ねて、牛肉輸入の再開を要求して

第一回が農林省の話で、日本車の生産は、政府は、したようでございます。これに対し、政府は、いまこのときでありますので、先ほどの一元化輸入の問題とも関連するが、牛肉の日本の内地の生産と消費を拡大するのが第一の条件でありますので、やるべきではないと私は思いますが、農林省

臣、いかがでござりますか。

いただいたおるわけございまして、これは、あした畜農家の危機的な症状の中につて、経営の安定を図るという意味からストップして今日に至つておるわけでございます。

外国からは確かに非常な圧力が加わつておるわけでございます。ガットの会議におきましても非常に強い抗議等も受けおるわけでございます。

○津川委員 その次に、肉牛生産が国民の需要にこたえていいけるかどうかということは価格の安定性にかかわってくるわけですが、このたび農協の全国中央会が、牛肉の平均安定基準価格として算定した要求牛頭価格を出しております。乳用雄牛について言うならば一千八十三円出しております。政府はもちろん御存じだと思いますが、これを持ち考えておりますか。

○澤邊政府委員 牛肉の安定基準価格につきましては、現在資料の整備もまだ最終的に終わっておりません。生産費調査が現状で非常に不備だと由

しましたけれども、近く非常に不備なもののがありますので、それを基礎にして——基礎といいますか、それも考慮して算定の一つの要素を入れて

検討したいと思っておりますが、まだそれが出ておりませんので具体的な数字で申し上げられる限り皆さまへございません。こぞく、また御商のベガーカー

階ではございませんが、たしかに御心地のこころとした農協中央会が要請しております数字につきましても、現在とかく申し上げられる段階ではござ

○津川委員　政府はこの間からの答弁で繰り返し  
言つていまますけれども、需給の実勢方式をとる方  
がいいません。

えだ、そして生産費所得補償方式ではやらない、その理由として、去勢和牛の生産費の調査がまざ

できていません、と、こう言っておるわけですが、  
乳用雄牛では生産費がでておるんでしよう。  
○澤邊政府委員 乳牛の雄の肥育牛の生産費につ  
きましては、近く実験的なものが出る予定にな  
ております。ただ、これは全部で百戸くらいしと

やつでおりませんので、それがどの程度代表性が

あるか、特に、地域別、階層別にしてどの程度特性があるかということにつきましてはいろいろ問題があるうかと思いますが、一応百戸を調査対象としておりますので、その結果何戸が利用でき

るかということは、最終の数字がまとめてみるとないと何とも申し上げられませんが、そのいわば実験的なものが近く出る見込みになつておりま

す。五十年度からはかなり戸数をふやして生産費調査をやってみたい。これは統計情報部の方でそ

○津川委員 大臣、いま生産費の調査ができるいない、これからできるということですが、できたのようないます。

場合には生産費を償うという方式に変えるつもりでございますか。やはり、そこが一番大事なところ

ろです。生産費が償えないと生産ができていかなければ、いわゆる生産費所得補償方式でやってもいいけれども、とにかく再生産を可能とせしめなければ

ば伸びていかない。生産費の調査が終わつたときには、そなうなさる必要があると思いますが、いかが

でございますか。

実勢均衡方式ということやりたいといふうに現在のところは考えておるわけでございます。ま

もちろん、再生産が確保される価格でなければなりませんし、特に、牛肉の場合は、生産が縮小すればなかなか回復が困難であるというふうなことは

背景、事情等も十分踏まえて、その上に立った適正な価格を決定したいというふうに考えておる。

けでございますが、これは今後畜産審議会等に引きまして十分論議を尽くしていただきたい、その上で最終的に決めたい、こういうふうに考えてお

○津川委員 そこで、政府がいまやろうとしてお  
ます。

る中物の安定基準価格だと農家の生産を奨励することもできないし、かなり困難だと私は思うのですがあります。というのは、たとえば乳用雄牛で言ふならば、「並」が五二%、「中」が四一%で、このま

1

も、過去何ヵ年という基準年次をとりますと毎年  
すれますが、から変わりますけれども、「四、五%と  
かあるいは一二、三%とか変わつてくるわけですが、  
ざいますが、なるべくならば変動を抑えていくと  
いう趣旨から、基準年次の生の変動係数をやや縮  
めまして、最近では一〇%上下に開くというよ  
うなやり方をしているわけであります。

よりも大きい傾向が見られますので、これは同じく年齢層と同様よりはもう少し聞くべきではないかというような感じを持つておりますが、この点もなお慎重に検討し、結論を出したいというふうに考えております。

○津川委員 大臣、そこなんですね。一〇%の麥わら牛が  
あつたが、豚はあれほどえさが上がつて苦しくなつた。  
それで實際上役に立たなかつた。最近數年使わなかつた。  
かつた。今度の場合、牛肉は豚よりもっと幅があるといふ。  
全中ではこれを一三%で勘定していく。  
そこで、もう一回繰り返すけれども、乳用雄牛でいくと「並」  
が五二%、今度は価格の対象になる「中」が四一%、この中間が五二%  
だよ。対象にならないわけだ。このところが別れる。  
用雄牛の実態なんです。それを皆さんには上からの  
三〇%のところに置く。だから、私たちは修正案のところで「並」の一番最抵のところを価格保証法の対象にせい。  
の対象にせい。そこで決めて、そこで自動的に差動せい、皆さんみたいに一〇%、牛肉はもつと伸びる、  
全中は一三%、これだと幾ら法律があつて、もまた適用されない、こういうことなんです。たがつて、もう一つ、少なくとも乳用雄牛につけては「並」に落とさなければならぬ。「並」を落とした上で一番最低の価格、生産費をそこそくぱりと補償する。こういう体制でなければ、平日で揺れでやるとまた発動できない。現在豚肉が大いに動できなかつたのはそのためなんです。このところは非常に大事になつてまいります。農林大臣、いかがでござりますか。

〔中〕と乳雄の「中」を対象に現在のところは考えておると申しましたが、確かに、乳雄の「中」につきましては、四十九年の実績で見る限り、乳雄全体の中で約三九%ちょっとですが、四〇%ちょっと切ったところです。「並」の方が五〇%ちょっと上回ったところですが、「並」の方が多いじやないかという御指摘は、四十九年度に関する限りそとのおりでござりますけれども、前年四十八年をとりますと「中」が五四%、「並」が四一%ということです、年によって若干振れがあるわけでござります。

そこで、傾向といいたしまして、やはり「中」がだんだんふえてくるということでございますが、四十九年だけ異常な形になつて「並」の方がシェアが大きいということになつておりますが、これはいろいろ原因が推定されますけれども、私どもいたしましては、えさが高くなつた、牛肉の価格が下がつた、そしてえさは反面高くなつたということもございまして、普通の場合ならば「中」までに合格するような飼養管理をしたもの、えさを食べさせたりその他によつてそういう良質なものをつけたのが、えさが高くなつたから少し減らしたとかということで品質が低下をしたということでございまして、これは四十九年の異常なコスト上がりから、異常な価格の低下ということに伴います特異な現象ではないかと思います。

したがいまして、この価格安定制度ができますれば、えさの方も、御承知のような特別基金ということで、従来よりは安定化に國も乗り出すといふことにしておりますし、牛肉の価格安定制度ができますれば、そこまでそんなに下がることはない。余り極端に下がりますと、やはりえさのやり方が減る。したがつて、「中」になるべきものが「並」になるということになるわけでございま

ことがなくなり、いま言つたような農家の傾向もなくなるということになりますれば、やはり、傾向としては「中」が中心になつていくのではないかといふふうにわれわれは考えておりますし、さるに、牛肉の品質改良という点も考えなければいけないということだと、同じような素牛から生産する場合、なるべくなら「中」とかあるいは「上」をできるだけつくつてもらいたいということが消費者としても当然要求するところでございますし、生産者としてもその方が有利に売れるわけですから、そのような品質の改良、飼養管理の改良というようなことも考えますと、総合判断いたしまして「中」を対象にしていいのではないかといふふうに考へておるわけであります。

○濱谷委員長 津川君、あと二分しかありませんから。

○安倍国務大臣 今回、牛肉を指定食肉にしていただきたいということで畜安法の改正をお願いしておりますことも、何といつてもやはり畜産農家の経営の安定とということが主眼でございます。この制度が確立することによつて畜産農家の経営の安定にも大きく資することができるのではないかといふふうに私は考えておりますし、現在指定食肉にどういうものを入れるかということについては、いま畜産局長も答弁したとおりでございますが、私も、各方面の意見を聞きながら、畜産局長が答えた具体的な方向で今後とも十分やつていけるんじゃないかといふふうに考へておるわけでござります。

○津川委員 大臣、くどいようだけれども、乳用牛でいくと「中」が四〇%、「並」が五〇%で、「中」のところで一三%の振れが全中の資料で、方にはいくと、このとおりでいくとさらに二六%、三九%、四〇%ぐらいの差が出てくる。この最抵を支えられなければ——あなたたちはこれを支える。そうすると、実際に価格補償ができるということなんですよ。本当に考へてもらわなければな

○安倍国務大臣　去勢和牛の「中」、乳雄の「中」を具体的に指定をすることによって、いまお話しのありましたような「並」につきましても——これは直接的ではないとしても「中」が支えられるれば間接的にその価格についても支えられるというふうに判断をいたしておりますので、私どもは現在この方向で安定をする可能性は十分ある。こういうふうに判断をいたしておるわけでございます。

○津川委員　そこで、大臣、今まで対象からはずされたものは値が下がってきている。したがつて、下がってきたときに対象からはずされたものをどう支えるかということ、これ一問で終わります。

○澤邊政府委員　お説のような見解もございますけれども、豚肉の場合も「上」を直接には買い入れ対象としておりますけれども、間接的には「中」が一〇〇%というわけにはまいりませんけれども、間接的な支持効果がかなり出ておりますので、牛肉においてもそのような効果は十分期待できることはないかというふうに考えておりますが、実行しながら、なおく慎重に研究はしなければいけないと思います。

○島田（琢）委員 大臣、お見えになるまで大体事務当局のお考え方を聞いていたのであります。肝心な点について一つ大臣から改めてお考えをお聞かせいただいて、この農業振興地域開発法が実際に一部改正という目的を果たしてりっぱに機能するようにならぬかと、ぜひしたいという願いを込めているわけであります。

はないかという心配が出てくるのは当然だと思います  
のであります。が、こういう関係について、この  
法案の整備に当たつて、今回十分その意思をそん  
たくして進めるというお考えに立たれているかど  
うか、その点をまずお聞かせいただきたいと思ひ  
ます。

態が起るとしたら、私どもはやはり徹底的に阻止せんければならぬという立場に立つわけあります。

議なり県の農業会議の中で十分意見を出し合つて、それを集約して持つていっているのでありますけれども、しかし、現実には、そこから出て会

法案の整備に当たって、今回十分その意思をそんたくして進めるというお考えに立たれているかどうか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○安倍国務大臣 私たちは、この農振法の改正によりまして今後の経営規模の拡大を図り、農業の積極的な振興に結びつけたいということでお願いします。

今回のこの問題につきましても、最も大事な現地における農地行政の推進者である農業委員会がこの各種の事業や仕事を進めていく上において、全く立ち外に置かれるような印象で地元の農業委員会の皆さんに迎えられるような結果に終わつたとしたら、農業委員会の運営そのものにも非常に大

態が起るとなつたら、私どもはやはり徹底的に阻止せんければならぬという立場に立つわけになります。

議なり県の農業会議の中で十分意見を出し合つて、それを集約して持つていっているのでありますけれども、しかし、現実には、そこから出て会

首先に事務当局の考え方をいたしかねてお聞きした  
中のことでもう一度大臣の所信のほどを伺つてお  
きたいのであります。が、農業団体、つまり、農業  
委員会系統あるいは全国農業協同組合中央会、あ  
るいは町村会。こういう方々から今回の法案の一  
部改正に当たつてかなりたくさんの方の要求が出てお  
ります。私はこの一つ一つを細かく実は点検をい  
たしましたが、いずれもおっしゃっていることは  
今日大変重要な事柄ばかりであります。したがつ  
て、こういう各団体の意見を法改正に当たつて十  
分盛り込むという考え方が出てまいりませんと、  
わが党としても、これはこのまま通すわけにまい  
らぬということに相なるわけであります。したが  
つて、先ほど政務次官並びに局長の御見解は承  
りましたが、改めて大臣から、大変だめ押しをす  
るようでありますけれども、次に申し上げる点に  
ついて明快なる御答弁をいただきたいと思います

きな支障が出ると私は思っておるのであります。ですから、いま、省令で農業委員会については意見を聞くという方向をとりたいというお話しでありますけれども、私の主張は本法に明確に位置づけすべくではないか。たとえば第五十五条の五の第四項につきましては、農業委員会の決定を経なければならぬというふうに位置づけていくべきではないか。これが私の主張の第一点であります。それから、都道府県農業委員会の関係につきましては、農用地利用増進事業とか、あるいは特定区域の開発行為の規制等、それぞれこれらを行っていく場合における都道府県農業委員会の意見については当然ストレートに聞く方式をこの際確立すべきではないか。この点については、私も局長と先ほどだいぶやりとりをしたのであります。ですが、現在設置されている既設の機関の中で足りるではないかという局長の意見でありますけれども、そうではなくて、もっと率直に意見を聞く場

前向きにやつて、特に農業の振興にかかわる重大な問題ですから、この権威ある機関、しかも専門的な機関の意見を十分聞くということにすべきではないかと私は思うのです。

そもそも道の農業会議の構成というのは、いわゆる農業にかかわる人たちの権威ある人たちが集まっています。大学教授もおります。それから県あるいは道の中央会の代表も入っています。あるいは各連の代表も入っています。そういう形で都道府県農業会議というものは構成されておりますから、そこで意見を出し合うということは、すべて農業団体の意見がそこで網羅されるということに実はなるのです。これぐらいの権威ある機関をやはり率直にお使いになることが——お使ひにならぬと言つたらおかしいですけれども、そこには、すべて農業団体の意見がそこで網羅されるといふことをするという形をとるのが知事としては一番適切なやり方ではないかという主張を私は長い間持つてまいりました。ですから、少しくどい

その第一点は、農地の利用増進事業にいたしましても、あるいは特定利用権の設定に至っても、あるいはまたそれらを裁定する場合の都道府県の立場の問題にしても、あるいはまた開発行為の許可をしていく場合における問題に至っても、農業委員会系統の意思がそれぞれ明確にこの中に盛り込まれるということではないと、戦後農業委員会が組織されて以来今日まで、現地で非常に努力をしてまいりました農地行政の直接の担当者である農業委員会あるいは農業会議、あるいは全国農業会議所の立場から言えば、当然、今回、農地法の骨抜きあるいはまた二元化というふうなことになるので

は農地法の改正が持ち出された時点では非常に大きな議論を呼んだわけですが、その大きな議論の焦点になっていたのは何かというと、現行農地法に対するいわゆる骨抜きではないかということです。いぶん話題を呼んだのであります。私どもは、時代がこういうふうに動いておりますから、何十年前につくった法律がそのまま今日金科玉条のものだという考え方にはもちろん立っておらぬのですが、その根幹の部分について、やはりこれは法の精神としてこれから先も長く堅持されなければならない問題でありますから、そういう根幹の部分で骨抜きになるような事

をつくるべきではないかと私は思う。  
というは、私も実は北海道農業会議の部会員で  
を長くやってまいりました。たとえば第三期総会の  
開発計画の設定に当たりましても、現実には部会  
内で、あるいは道の農業会議内で議論をいたしま  
したけれども、代表者が出ていて実際の諮問に  
応するというふうなやり方では、正直言って、一  
番大事な北海道の農業行政をどう進めるかとい  
う点についての意見というものはやはり何十分の二  
に薄められてしまうわけですね。代表でしかあり  
ませんからね。だから、代表は、その意見をひ  
揚げて出していくときには、もちろん、道の農業会

すけれども、これはさつきやり合った後ですかね、局長にしてみればまた同じ問題かというようかな顔をされておりますけれども、せつかく大臣がおいでですから、大臣から、この考え方について、私の提案をどういうふうに受けとめられるか、御答弁をいただきたいと思います。

○安倍国務大臣 都道府県の農業会議及び農業委員会と市町村または都道府県知事との調整の問題でございますが、今回の農振法の改正におきましては、市町村は農業委員会の意見を聞いて定めるべき旨を農林省令できることにいたしておりま

昭和五十年三月十三日

はないかという心配が出てくるのは当然だと思うのであります。しかし、この関係について、この法案の整備に当たって、今回十分その意思をそんたくして進めるというお考えに立たれているかどうか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○安倍国務大臣 私たちは、この農振法の改正によりまして今後の経営規模の拡大を図り、農業の積極的な振興に結びつけたいということでお願いをいたしておりますのでございまして、農振法の改正によりましてそういう農業振興を効果的にあらしめるためには、先ほどからお話をしがざいまして、農業団体等の意見も十分聞き、さらにこれが反映するような形でなければ効果的な法律の施行というものはできない、こういうふうに私も考えておるわけでございます。

そういうことで、農振法につきましても、農業委員会については省令で意見を聞くことになつておるわけでございますが、農業会議所あるいは農業会議等につきましてもこれまでいろいろと御意見も聞かせていただきましたし、この委員会においても御論議があつたわけでございますから、そういう点も十分配慮をしなければならぬ問題ではなかろうかというふうに率直に思つておるわけでございます。

○島田(琢)委員 御承知のように、農地法の改正が過去二回にわたって行われております。これでは農地法の改正が持ち出された時点では非常に大きな議論の焦点になつていたのは何かというと、現行農地法に対するいわゆる骨抜きではないかということです。ぶん話題を呼んだのであります。私どもは、時代がこういうふうに動いておりますから、何十年前につくった法律がそのまま今日金科玉条のものだという考え方にはもちろん立つておらぬのですが、その根幹の部分について、やはりこれは法の精神としてこれから先も長く堅持されなければならない問題でありますから、そういう根幹の部分で骨抜きになるような事

態が起こるとしたら、私どもはやはり徹底的に阻止せんければならぬという立場に立つわけになります。

今回のこの問題につきましても、最も大事な現地における農地行政の推進者である農業委員会がこの各種の事業や仕事を進めていく上において、全くうち外に置かれるような印象で地元の農業委員の皆さんに迎えられるような結果に終わつたとしたら、農業委員会の運営そのものにも非常に大きな支障が出ると私は思つておるのであります。ですから、いま、省令で農業委員会について意見を聞くという方向をとりたいというお話しでありますけれども、私の主張は本法に明確に位置づけすべきではないか。たとえば第十五条の五の第四項につきましては、農業委員会の決定を経なければならぬというふうに位置づけていくべきではないか。これが私の主張の第一点であります。

それから、都道府県農業会議の関係につきましては、農用地利用増進事業とか、あるいは特定利用権あるいは開発行為の規制等、それぞれこれらを行っていく場合における都道府県農業会議の意見については当然ストレートに聞く方式をこの際確立すべきではないか。この点については、私は局長と先ほどいたぶやりとりをしたのであります。ですが、現在設置されている既設の機関の中で足りるではないかという局長の意見でありますけれども、そうではなくて、もっと率直に意見を聞く場をつくるべきではないかと私は思う。

というのは、私も実は北海道農業会議の部会員を長くやってまいりました。たとえば第三期総合開発計画の設定に当たりましても、現実には部会議内で、あるいは道の農業会議内で議論をいたしましたけれども、代表者が出ていて実際の諮問に応するというふうなやり方では、正直言つて、一番大事な北海道の農業行政をどう進めるかといふ点についての意見というものはやはり何十分の二に薄められてしまうわけですね。代表でしかありませんからね。だから、代表は、その意見をひつて提出していくときには、もちろん、道の農業会議

議なり県の農業会議の中で十分意見を出し合つて、それを集約して持つていいてはいるのではありますけれども、しかし、現実には、そこに出で会議に参加をするのは農業者ばかりでなくして、ほかの人も一ぱいおるわけですね。そうすると多勢に無勢で、農業関係の問題につきましても、農業会議の意見というものがなかなか正しく反映するとは限らないという経験を幾つも私は経ているのであります。ですから、そういう点を今回はぜひ前向きにやつて、特に農業の振興にかかる重大な問題ですから、この権威ある機関、しかも専門的な機関の意見を十分聞くということにすべきではないかと私は思うのです。

そもそも道の農業会議の構成というのは、いわゆる農業にかかわる人たちの権威ある人たちが集まっております。大学教授もおります。それから県あるいは道の中央会の代表も入っております。あるいは各連の代表も入っております。そういう形で都道府県農業会議というものは構成されておりますから、そこで意見を出し合うということは、すべて農業団体の意見がそこで網羅されるということに実はなるのです。これぐらい権威ある機関をやはり率直にお使いになることが——お使いになると言つたらおかしいけれども、そこに話をするという形をとるのが知事としては一番適切なやり方ではないかという主張を私は長い間持つてまいりました。ですから、少しくどいでありますけれども、これはさつきやり合つた後ですから、局長にしてみればまた同じ問題かというような顔をされおりましたけれども、せつかく大臣がおいでですから、大臣から、この考え方について、私の提案をどういうふうに受けとめられか、御答弁をいただきたいと思います。

す。また、都道府県知事が農用地利用増進規程の認可、特定利用権の規定または開発許可をするときは農業会議の意見を聞くよう指導するというふうにいたしておるわけでござりますが、しかしこれらの措置では不十分である。もと法律上農業委員会やあるいは農業会議の位置づけをはつきりすべきであるという御意見でござります。この点につきましては、これから農業法の改正によりまして農業の経営規模拡大を図り、農業の振興を図つていかなければなりませんので、確かに貴重な御意見をいたしまして、私はここに承つておきたいと思つております。

○島田(琢)委員 そこで、特定利用権の設定にかかる問題であります。先ほど政務次官から、

実は、特定利用権が設定された場合における、いわゆる耕作権の問題についてお話しがありまし

た。その場合の取り組みについては私もわかりま

したし、一応一つの方向をもつて進めていきたい

というお考えでありますから、そのことについて私は反対ではございません。そういうことも一つの方法だらうと思つております。

ただ、その場合における市町村といいますか、

特に、農業協同組合の役割りといふものが非常に大事になってくると私は思うのですが、この場

合、農業協同組合が具体的に果たしていく役割り

といふものをどのように規定づけようとお考えになつてゐるのか。これはさつき質問しなかつた事

項ですが、局長で結構ありますから、その点をひとつお聞かせください。

なお、「特定利用権の設定に関する協議」ということでございますね。実は、所有者に対ししてこの協議を求めることがでありますとされております

が、その協議をする形というのは、具体的にはど

ういうふうにしておやりになるのでしようか。

その二点をお聞かせください。

○大山政府委員 第一点は、特定利用権は、憲法

二十九条に定めます財産権の保護との関係におき

まして、市町村または農協が共同利用に供すると

いうことが前提になつてゐるわけでございます。そこで、その「共同利用に供する」という問題の性格でござりますけれども、使用収益の主体としては、いまの島田さんの御意見を聞いておりますば、これらの措置では不十分である。もと法律上農業委員会やあるいは農業会議の位置づけをはつきりすべきであるという御意見でござります。

この点につきましては、これから農業法の改正によりまして農業の経営規模拡大を図り、農業の振興を図つていかなければなりませんので、確かに貴重な御意見をいたしまして、私はここに承つておきたいと思つております。

○島田(琢)委員 そこで、特定利用権の設定にかかる問題であります。先ほど政務次官から、

実は、特定利用権が設定された場合における、いわゆる耕作権の問題についてお話しがありまし

た。その場合の取り組みについては私もわかりま

したし、一応一つの方向をもつて進めていきたい

というお考えでありますから、そのことについて私は反対ではございません。そういうことも一つの方法だらうと思つております。

ただ、その場合における市町村といいますか、

特に、農業協同組合の役割りといふものが非常に大事になってくると私は思うのですが、この場

合、農業協同組合が具体的に果たしていく役割り

といふものをどのように規定づけようとお考えになつてゐるのか。これはさつき質問しなかつた事

項ですが、局長で結構ありますから、その点をひとつお聞かせください。

なお、「特定利用権の設定に関する協議」という

ことでござりますね。実は、所有者に対ししてこの

協議を求めるができるとされております

が、その協議をする形というのは、具体的にはど

ういうふうにしておやりになるのでしようか。

その二点をお聞かせください。

○大山政府委員 第一点は、特定利用権は、憲法

二十九条に定めます財産権の保護との関係におき

まして、市町村または農協が共同利用に供すると

いうことが前提になつてゐるわけでございます。そこで、その「共同利用に供する」という問題の性格でござります。したがつて、經營なり管理は市町村なり農協がやるわけでございまして、個人に委託することは許されません。つまり、財産権と

の関連におきまして、公共の福祉によつて制約されるという意味における中身をいたしましては、市町村なり農協がやるわけでございまして、個人に委託することは許されません。したがつて、經營なり管理は市町村なり農協でなければならぬというこ

とでございます。したがつて、經營なり管理は市町村なり農協がやるわけでございまして、個人に委託することは許されません。つまり、財産権と

の関連におきまして、公共の福祉によつて制約されるという意味における中身をいたしましては、市町村なり農協がやるわけでございまして、個人に委託することは許されません。したがつて、經營なり管理は市町村なり農協でなければならぬというこ

とでございます。したがつて、經營なり管理は市町村なり農協がやるわけでございまして、個人に委託することは許されません。つまり、財産権と

の関連におきまして、公共の福祉によつて制約さ

れるという意味における中身をいたしましては、

一つは、それによつて利用権を取得する主体の問題がござります。この点については、公的なもの

でなければならぬということで、市町村または農

協を取り上げたわけでござります。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕

また、利用目的については、公的色彩が強いものでなければならぬということでございまして、そういう意味から地域農業者のための共同利

用ということにいたしたわけでござります。その

他、手続要件でござりますとか、存続期間でありますとか、利用方法につきまして、それそれ必

要最少量ないしは財産保護の面から適正でなけ

ればならぬ、と、こういう制約の中でもくられざ

るを得ないわけでござります。

そこで、先ほどもちょっと申し上げましたよう

に、市町村なり農協が地域農業者の經營のためにやる共同利用ということになりました、その共同利用の中身といたしましては、これは農地法で言いますならば草地利用権がござります。あの草地利用権の際のいわば共同利用という概念と全く同じでございまして、みずから經營し、ないしはみずから管理する、こういうことにならざるを得ない、こういうわけでござります。

○島田(琢)委員 私の聞き方がまずかったのでち

よつとわからなかつたかもしませんが、それは

私もわかっているのです。しかし、農協が共同体として經營までやるといつても、実際に利用する

のは農家でしよう。その場合にどういう手だてが

必要ですか。

たとえば共同体である農協に申し込みをします

ね。そうするとその判断は農協が全部やつて、そ

して、ちょっと言い方が悪いけれども、勝手に使

わしいことになるわけですか。その

ことは農家で

あります。

部分を聞いたので、共同体ということを聞いたの

じゃないんですよ。

○大山政府委員 農協が共同利用に供するとい

うに初めてこういう問題が出てくるわけでござ

りますが、協議をいたしましては、市町村なり農

協がますそろい土地の所有者、耕作者といいます

か、耕作されないままになつてゐる土地の所有者

に對して協議を申し込む、こういうかつこうでござ

ります。

○島田(琢)委員 そういうと共同利用の

場合の共同体は何か制約がありますか。具体的に

言いますと、極端な話ですが、二戸以上複数であ

れば共同利用体として認めます。その場合法人格を

持たなければならぬのか、申し合わせでいいのか

か、この点はいかがですか。

○大山政府委員 共同利用といいますのは、市町

村または農協がみずからやると、いうことでござ

ります。例を引きますと、具体的なかつこうで申し

上げますならば、市町村なり農協が——先生が農

協と言つておられますから農協で申し上げます

と、農協がみずから經營し、管理をする。そして住

民なり——これは組合員ですが、その組合員から

見ますと、組合員が共同で利用するにとどまる。

ですから、具体的な利用の形態をいたしまして

は、たとえば家畜の預託を受け育成するとか、

あるいは生育された牧草を供給するとか、あるいは共同して放牧するとか、こういうかつこうでござ

いませんならば草地利用権がござります。あの草地

見ますと、組合員が共同で利用するにとどまる。

○大山政府委員 そのとおりでございます。

○島田(琢)委員 そうすると、それは草地の利用

制度と全く同じという理解でいいわけですね。

○島田(琢)委員 そのとおりでございます。

○大山政府委員 そのとおりでございます。

○島田(琢)委員 そこで、大臣にお尋ねいたしま

すが、農地法は、私が申し上げるまでもなく耕

作権の擁護といいますか、そういう立場を実は貫

いているわけですね。今回のこの農振法によつ

ますと、そういう部分といふのは農地法のサイドか

ら見ればかなり後退した印象になるわけですが、

その場合、たとえば特定利用権にしましても、農

地の利用増進事業にいたしましても、一つの年

限がありますね。さつきも三年という話でちよ

うと議論をしたのであります。特に、この特定利

用権が設定されていくような地域といふものはわ

りあいに荒れておるというか、遊んでおる土地と

いうのが非常に多いわけですね。そういう場合に

おける三年間といふのはいろいろな点で非常に短

過ぎるという感じが私はするんですよ。これを更

新していく場合の手続上の問題なんといふのは、

今度の規定の中でどういう位置づけにしようとな

お考えになつてゐるのですか。

○安倍国務大臣 いまの御質問は、今回の農振法

の改正によつて農地法の根幹が崩れるおそれな

いかという御質問であるのですよ。これを更

新していく場合の手續上の問題なんといふのは、

買賣賃貸借による経営規模の拡大は進まないで、

それが定着するというようなことから、農用地とし

ての利用が困難になるということが認められた場

合に初めてこういう問題が出てくるわけでござ

りますが、協議をいたしましては、市町村なり農

協がますそろい土地の所有者、耕作者といいます

か、耕作されないままになつてゐる土地の所有者

に對して協議を申し込む、こういうかつこうでござ

ります。

○安倍国務大臣 いまの御質問は、今回の農振法

の改正によつて農地法の根幹が崩れるおそれな

いかという御質問であるのですよ。これを更

新していく場合の手續上の問題なんといふのは、

買賣賃貸借による経営規模の拡大は進まないで、

それが定着するというようなことから、農用地とし

ての利用が困難になるということが認められた場

合に初めてこういう問題が出てくるわけでござ

りますが、協議をいたしましては、市町村なり農

協がますそろい土地の所有者、耕作者といいます

か、耕作されないままになつてゐる土地の所有者

に對して協議を申し込む、こういうかつこうでござ

ります。

○安倍国務大臣 いまの御質問は、今回の農振法

の改正によつて農地法の根幹が崩れるおそれな

いかという御質問であるのですよ。これを更

新していく場合の手續上の問題なんといふのは、

買賣賃貸借による経営規模の拡大は進まないで、

それが定着するというようなことから、農用地とし

ての利用が困難になるということが認められた場

合に初めてこういう問題が出てくるわけでござ

りますが、協議をいたしましては、市町村なり農

協がますそろい土地の所有者、耕作者といいます

か、耕作されないままになつてゐる土地の所有者

に對して協議を申し込む、こういうかつこうでござ

ります。

○安倍国務大臣 いまの御質問は、今回の農振法

の改正によつて農地法の根幹が崩れるおそれな

いかという御質問であるのですよ。これを更

新していく場合の手續上の問題なんといふのは、

買賣賃貸借による経営規模の拡大は進まないで、

それが定着するというようなことから、農用地とし

ての利用が困難になるということが認められた場

合に初めてこういう問題が出てくるわけでござ

りますが、協議をいたしましては、市町村なり農

協がますそろい土地の所有者、耕作者といいます

か、耕作されないままになつてゐる土地の所有者

に對して協議を申し込む、こういうかつこうでござ

ります。

○安倍国務大臣 いまの御質問は、今回の農振法

の改正によつて農地法の根幹が崩れるおそれな

いかという御質問であるのですよ。これを更

新していく場合の手續上の問題なんといふのは、

買賣賃貸借による経営規模の拡大は進まないで、

それが定着するというようなことから、農用地とし

ての利用が困難になるということが認められた場

合に初めてこういう問題が出てくるわけでござ

りますが、協議をいたしましては、市町村なり農

協がますそろい土地の所有者、耕作者といいます

か、耕作されないままになつてゐる土地の所有者

に對して協議を申し込む、こういうかつこうでござ

ります。

○安倍国務大臣 いまの御質問は、今回の農振法

の改正によつて農地法の根幹が崩れるおそれな

いかという御質問であるのですよ。これを更

新していく場合の手續上の問題なんといふのは、

買賣賃貸借による経営規模の拡大は進まないで、

それが定着するというようなことから、農用地とし

ての利用が困難になるということが認められた場

合に初めてこういう問題が出てくるわけでござ

りますが、協議をいたしましては、市町村なり農

協がますそろい土地の所有者、耕作者といいます

か、耕作されないままになつてゐる土地の所有者

に對して協議を申し込む、こういうかつこうでござ

ります。

○安倍国務大臣 いまの御質問は、今回の農振法

むしろ耕作意欲の低下によって農地の利用度が非常に低下しておる傾向にあることは御案内のとおりであります。このような情勢に対処いたしまして、食糧自給力の増強あるいは中核農家の担い手育成、これのために努力をする必要がございます。

そこで、個別農家間の賃貸借を自由に認めるといふのでは、まさに農地法の骨抜きとなるわけでござりますので、農振法の改正で農用地利用地増事業の制度を設けることによってこれを補つていくということにいたしておるわけでございます。この制度は、市町村の関与のもとに地域農業者の合意によりまして一定期間ごとに利用権を設定するという事業でありまして、農地所有者の不安をなくするとともに実質的に耕作の安定継続を図らうということをございますので、これによつて農地法が弱体化する、あるいは農地法が骨抜きになるというふうなことはない、こういうふうに私は判断をいたしておるわけでございます。

○島田(琢)委員 農安法の方の関係でもう大分さわつておりますけれども、まだ約七、八分ありますから、もう少し質問させてもらいます。

実は、今回のこの制度の改正に伴つて私どもがしばしば議論をしてまいりました白地地域という問題が一つあるのですが、今回の農振地域内の農用地区域以外の土地、いわゆる白地地域と言われる山林や原野の土地については、将来の農業上の利用から考えて非常に大事な問題として、非常に多くの意見があるところですが、今回、この白地地域の規制について、たとえば開発規制の問題でありますけれども、開発規制について大後退をしました。当初から考へていなかつたのかどうか知りませんが、当初はこの問題は十分考へていたのうと私は思うのです。ところが、今回の法改正ではこの点がなくなつちゃつたが、これはいかなる理由によるものですか。

○大山政府委員 農用地区域内の農地、これは農振法によりまして縦覧、公告等の手続をいたしまして、この区域内にある農用地というものは長期

にわたつて農用地として確保し、振興を図るべきものと位置づけられたところであるわけでござります。したがつて、そういうところが他の目的に事業の制度を設けることによってこれを補つていくということにいたしておるわけでございます。

現在、農地につきましては、農地法によって転用を制限する。しかも、農振法によって農用地区域内における転用は認めないとすることに相なつてゐるわけでござりますけれども、農用地以外の部分についての規制のしようがない。こういう事態の中におきましては、たとえば農用地開発事業を行ついたしまして、農用地区域内に入れまして、それが計画の段階から始まりまして農地にならぬまでには相当の長期間を要する。その間に開発される恐れがある。こういうことから、それを多目的に開発されることを防ぐうといふのがこの開発規制の趣旨であるわけでございます。

先生の御指摘は、いわば農振白地も同じように開発規制を加えるべきではないかといふのがこの開発規制の趣旨であるわけでございます。白地といふことに相なりますと、これはいわば一體的に農業の振興を図るべきところであるといふ位置づけがなされていることは確かでございますけれども、中には農村の集落もある、あるいは道路なり河川といったような公共用地もある、あるいは林地もある、雑種地もある、こういうような区域に積極的に入れてやればそれで事足りる。なほどうです。それはおつしやるとおりなんですが、しかし、町村においては市町村の整備計画というものがすでにでき上がっておりまして、そういうところへ網をかけるということにはなかなかならないんじやありませんか。そういう点はどういうふうに今後進めていかれるようしますか。

○大山政府委員 農用地区域を拡大するという場合には、農振計画の変更といふことに相なるわけでもござります。現に、国営開拓パイロット事業等を着工する場合におきまして、その対象地がたまたま農用地区域外であるという場合におきましては、農用地区域内に編入し、農振変更の手續をとつた後でなければ現実には着工しておりませんで、

農振法は農業振興ということを目的としておりまして、したがつてそういう意味から、そういう

農業振興を目的とする農振法によりまして、こう

いう多目的な、それぞれ別々の活動の行われて

いる白地において開発を規制するといふこと

はできない、むしろ、そういうところであつて農

業目的に使ふべきならば、それは積極的に農用地区域に編入すべきものであるということでおさいます。したがつて、そういうところが他の目的にましても、極力農用地区域内に入れて開発規制をしてまいりたいと考えるわけでございますが、いわば、農振白地についてはそういう意味から開発規制はいたしかねる、こういうことになつたわけでございます。

なお、財産税といいますか、相続税の特例の改

正を今度の国会にお願いしておりますが、この中におきましても、準農地につきましても相続税の猶予措置が講ぜられておりますので、いわば開発

されるべき準農地といふものも、そういう相続税法の特例と相ましまして、いままで以上に農用地区域に入れるることを容易にしておるという問題も背景としてあるわけでございます。

○島田(琢)委員 しかし、こういう山林、原野といふのは農地法の手の及ばない部分が多いでしょ

う。だから、農振法でむしろ積極的にやりに

ます。それで、農用地区域外にある、その種の買い

占められた土地の問題でございますが、その問題

につきましては、もしそれが草地として利用すべ

きところであり、しかも、それ以外に場所がない

までは、これはある意味においては強制権を持

つた制度でございますので、そういう制度によつて対応するといふことが可能であり、それを背景

として規制されるといふことに相なるわけでござります。それで、草地利用権といふ問題につきましては、草地利用権の中に入れればそ

ういうところは相続税の猶予といふような問題もございませんし、そういう措置によって対応してまい

るといふことに相なるらうかと思います。

○島田(琢)委員 それは確かに相続税との絡みな

んかもありますわな。

しかし、大臣、いかがですか。たとえばゴルフ場がありますね。そのゴルフ場は将来農用地として牧草をまいて使えるところだといふことになつて、これはどうチェックしていきますか。さつき局長がおつしやるよう、農用地区域に取り入れると言つたってこれはなかなかむずかしいでしょう。そういうところだって内地府県には必ずしもあると思うのですよ。午前中にもやりとりいたしましたが、さつきおつしやっているように、五十万ヘクタールの将来の農用地の拡大という中では非常にたくさん農用地を確保していくかな

ければならないのですね。そうすれば、見渡したところそんなに目の先にいっぱいあるわけじゃありませんから、こういう計画が進められていく段階では、せっかくゴルフ場になつているけれども、これも農用地として使わなければならぬというような意見が地元から自然に出てきますね。そういう

ぐらいの大変な議論をしたわけであります。そういう中から二、三点私は問題の提起をしたわけです  
が、幸い大臣からかなり前向きな姿勢が示されましたが、顧わくはそれが全部法案の中に取り込まれて、りっぱな改正案としてこれが再度すべ  
出していくように私は期待をしているわけであります。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

○諫山委員 私は、日本共产党・革新共同を代表して、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明を行います。

農振白地等につきましても、今後積極的に農地として取り入れなければならぬ面については農用地区内に編入していくと、いう努力は私たちとしては積極的に今後やっていかなければならぬというふうにも考えておりますし、また、先ほどのお話を伺つて、今後どういった方向でございましては、

のよんだ草場利用権の問題があなれでてござる。ですが、いまのゴルフ場を直ちに切りかえていくと、いうことにつきましては、現在の状況の中では、また、法律制度の中では大変困難な問題であらう、そういうふうに思つております。

か細切れにならなければ重複しないとして 答えます  
る皆さんの方でも少し困難があつたかもしません  
ん。言ひ尽くせない点や、もとと明確にしなければ  
ならぬ点はまだこれから同議員が質問いたしまし  
るので、私はこれでやめますが、農業振興地域の

整備に関する法律の一部を改正するというふうに示されたというふうに御説明になつてゐる所で、従来のいわゆる領土宣言法からせつかく前向きに実施法に移していくという意欲をこの法案に示されたから、きょう私が長い時間いろいろとお話し申し上げました点を十分踏まえていただいて、せつかくの法律が日本の農業の進展と国内の食糧の自給度の向上のために本当に役立っていくこととでなければならぬと私は思うのです。

そういう点で、私どもはそれなりに党内でいる  
いろんな議論をしてまいりました。この農振法の議論  
論ぐらいたくさん時間をかけたことはないといふ

ぐらい大変な議論をしたわけであります。そういう中から二、三点私は問題の提起をしたわけですが、幸い大臣からかなり前向きな姿勢が示されましたので、願わくはそれが全部法案の中に取り込まれて、りっぱな改正案としてこれが再度すべり出していくように私は期待をしているわけであります。

最後に、何回も決意を聞いて悪いのですけれども、日本の農業の振興を図り、国民食糧を確保していくなど立場から攻めの農政に転じられた安倍農林大臣から、今後この法律を基礎にしてお進みになる決意のほどを承っておきたいと思うのです。これが、まさに、いま全国の農民が自信を持った農業に取り組んでいくために必要な発言につながると私は思ひからです。お願ひいたします。

○安倍國務大臣 私は、農振法の改正に大きな期待をかけておるわけでございます。この改正によって農業を取り組んでいくために、中核的な役割を増強されていく、さらに経営規模が拡大をされていく、こういうことで農業が振興されることにもつながっていく改正だと私は思ひわけでございますが、今日お聞きした議論の中にも、この改正案の中において十分分配していかなければならぬ傾聴すべき御意見がございましたので、これらについては十分承つて、これが配慮されるような方向でまたひとつ御検討もいただきたい、こうふうに考えておるわけであります。

○島田(琢)委員 以上で終わります。

○澁谷委員長 農産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、津川武一君外二名から正案が提出されております。

提出者から修正案について趣旨の説明を求めます。諫山博君。

修正案の朗読は省略させていただきます。  
一昨年来的飼料価格など関係諸資材の高騰と肉牛の生産者価格の下落によつて、肉牛生産農家は深刻な経営危機に直面し、昨年秋以降生産者価格が幾分持ち直したとはいゝ、事態は依然として解決しておりません。

に寄与するものとするため、要旨次のような修正案を提案します。

た。その第一は、生産費のうちの何れかを固定する、すなはち、生産費を償う水準に一定の割合を保持する、すなはち、価格を高騰等によって生産費が一定の割合を超えて動いた場合には、農林大臣に對し安定基準価格の年度途中改定を義務づけることとしたまことに

第二に、食肉の輸入を事業団の一元管理とし、食肉輸入の無制限な増大を抑えるために定められた輸入計画に基づいて行われることとしました。

第三に、食肉の売り渡しについて、食肉需要を喚起し、消費者の家計の安定に資するために、事業団が定めた販売価格を実現するための販売戦略を実行することとしました。

業団が食肉小売業者等に半別売り渡しを行なうことができるようにならなければ、輸入食肉の売り渡しについては、指定食肉の価格が安定基準価格を下回る場合は下回る恐れがある場合には、してはならないことといたしました。

なお、これらの修正は、牛肉のみならず豚肉もかかるものであります。さらに、指定食肉の牛肉の規格として、肉用種、乳用種を問わず中規格及び並規格を考えていることを付言してきます。

また、本案施行に要する経費は、平年度約三十億円の見込みであります。

○遠谷委員長 これにて修正案の趣旨説明は終りました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三により、内閣の意見があればお述べいただきたいと存じます。安倍農林大臣。

○安倍農林大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては賛成しがたいものであります。

○遠谷委員長 これより、本案並びに本案に対する修正案の討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○遠谷委員長 初めに、津川武一君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠谷委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

〔賛成者起立〕

○遠谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

六、牛肉の供給の長期的安定を図るため、いた

ずらに輸入に依存することなく飼料基盤の整備、肉用牛の改良増殖その他肉用牛の振興対策を積極的に講じ、自給率の向上を図ること。

七、牛肉の流通機構の合理化を図るために、食肉処理保管施設及び輸送施設の整備拡充並びに卸小売業の近代化等の諸施策を強力に実施すること。

特に、本制度による牛肉の卸売価格の安定

一、指定食肉たる牛肉の規格に乳牛等の肉を含めるよう努めること。

二、牛肉の安定価格については、生産費と所得に十分分配し、肉用牛の再生産の確保が十分に図られるよう決定すること。

三、畜産振興事業団の指定食肉の買入れにあたっては、生産者団体の調整販売等を前提とする産地買入れを優先させるとともに生産者の手取価格が同一水準になるよう努力すること。

さらに、事業団の売買を適正に実施するため、産地における牛処理保管施設の整備並びに牛肉規格の格付体制の強化に努めるこど。

四、牛肉の輸入については、的確な需給見通しに基づき必要最少限度にとどめるとともに、本法施行後事業団が一元的に取り扱うよう努めること。

また、輸入牛肉等の放出にあたつては、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めております。

次に、原案について採決いたします。

○遠谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○遠谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○遠谷委員長 この際、本案に対し、先刻の理事会の協議のとおり附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたつては、左記事項について万全の措置を講すべきである。

の効果が、消費者価格の安定にもつながるよう小売業の経営の合理化、適正な表示の促進等について必要な措置を講すこと。

八、本法の施行に関連し現行の肉用牛価格安定事業及び乳用雄肥育素牛価格安定事業等の整備拡充を図ること。

九、本法の運用にあたつては、牛肉の消費の安定にも十分分配し、山村振興計画の策定を初め、これを実現すること。

以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○遠谷委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。安倍農林大臣。

○安倍農林大臣 ただいまの御決議に基づき、その御趣旨を尊重いたしまして善処いたしたいと思います。

○遠谷委員長 なお、ただいま議決されました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

さよう決しました。

○遠谷委員長 先刻本委員会に付託されました坂村吉正君外十二名提出、山村振興法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたしました。坂村吉正君。

第一に、山村地域が国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることを法律の上で明らかにするため、目的についての規定を改正することといたしました。

第二に、山村地域の振興の根幹的施設であり、この法律案を提出いたした次第であります。

以下、改正の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、山村地域が国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることを法律の上で明らかにするため、目的についての規定を改正することといたしました。

第二に、山村地域の振興の根幹的施設であり、この法律案を提出いたした次第であります。

以下、改正の主要な内容について御説明申し上げます。

山村振興法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

山村振興法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

幹的な市町村道、農道、林道等の新設及び改築は都道府県も行なうことができるところとし、この場合には、その経費について後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることいたしました。

第三に、振興山村における集落の整備のための住宅の建設等及び農林漁業經營の改善のための資金の融通の円滑化を図るため、住宅金融公庫資金融通の特例及び農林漁業金融公庫資金の融資の特例を認めたこといたしました。

また、国及び地方公共団体は、振興山村における住民の基本的問題である医療の確保を図るため、診療所の設置等の事業が実施されるよう努めなければならぬこととするとともに、山村において伝承されてきた地域文化を保存するため適切な措置が講ぜられるよう努めるべきことを明らかにしました。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこといたしました。

以上が山村振興法の一部を改正する法律案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決下さいます。

○森谷委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

○森谷委員長 この際、私から委員会を代表して、次の諸点について政府当局の見解をただしておきたいと思います。

まず、第一は、振興山村の指定市町村から強く要望されておりました、いわゆる山村債についてであります。

山村振興の指定を受けております千百九十六市町村のうちで、現在過疎債も辺地債も対象とならない市町村が相当数あるわけであります。今後辺地債の起債ができる条件を緩和すること等により、これらの市町村が起債

できるよう措置する考えはないかどうか、明らかにされたいと思うのであります。

次に、本法第四条についての解釈であります

が、「国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善」とは、当該事業に係る採択基準の緩和、国の負担の割合または補助率の引き上げ等を含むものと解せますが、政府

の御見解を明らかにされたいと思います。

○左藤政府委員 振興山村市町村のうちで、財政力指数が〇・四未満で、過疎債、辺地債の対象となるものは現在五十六市町村ございますが、

このうち三分の一程度の市町村につきましては、辺地の指定基準を緩和いたしましたことによりまし

て辺地債を起こすことができるよう措置いたし

たい、このように考えております。そして、さら

に、また、適債事業の範囲につきましてもその範

囲を拡大してまいりたい、このように考えており

ました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森(美)政府委員 政府といいたしましては、委員長御発言のとおり、本法第四条の「国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善」には、採択基準の緩和、国の負担の割合または補助率の引き上げ等を含むものと解釈しております。

○森谷委員長 この際、本法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。金丸国土庁長官。

○金丸国務大臣 本法律案の提出に当たり、議員各位の御努力に深く敬意を表するものであります。

政府といいたしましては、山村の状況にかんがみ、本法律案についてはやむを得ないものと考

えております。御可決されました暁には、その御趣

旨を体して適正な運用に努め、山村振興に一層の充実を期してまいる所存であります。

○森谷委員長 これにて、本案に対する質疑は終了いたしました。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森谷委員長 その内容につきまして、便宜委員長から御説明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は昭和三十六年に制定され、その後昭和四十一年、昭和四十五年及び昭

和四十七年の三回にわたる法改正が行われ、同法に基づく合併経営計画の提出期限についての延長措置が講じられてまいりました。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力

により一応の成果をおさめてまいったのであります。

改正する法律案について採決いたします。

坂村吉正君外十二名提出の山村振興法の一部を採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森谷委員長 この際、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先日来理事会におきまして御協議を願つていたのであります。先刻の理事会におきまして協議が調い、お手元に配付いた

合併促進の一助にしようとするものであります。

以上であります。なお、詳細な内容につきま

してはお手元の案文により御承知願いたいと存じます。

本起草案について別に御発言もないようでありますので、この際、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。安倍農林大臣。

○安倍農林大臣 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきましては、政府としてはやむを得ないものと考えます。

○森谷委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしております農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といいたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

○森谷委員長 起立総員。よって、本案は委員会

提出の法律案とすることに決定いたしました。





事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

## (医療の確保)

第十四条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に開設し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健婦の配置等の事業が実施されるよう努めなければならない。

## (地域文化の保存)

第十五条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産を保存するため、適切な措置が講ぜられるよう努めなければならない。

附則 第二項中「昭和五十年三月三十日」を昭和六十年三月三十一日に改める。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし第十条の次に五条を加える改正規定中第十二条に係る部分は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二 第二項中「公庫は、」の下に「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)に基づく山村振興計画又は」を、「のつとつて」の下に「振興山村の住民又は」を加え、「附隨」を「付隨」に、「すえおき期間」を「据置期間」に改める。

3 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「近代化」の下に「若しくは振興山村」を加える。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十八条第一項の三関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十八条関係)」に改め、同表の第九号中「過疎地域対策緊急措置法」を「山村振興法(昭和四十年法律第二百四十四号)第十三条又は過疎地域対策緊急措置法」に改める。

## 理 由

山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十年三月三十日まで延長するとともに、振興山村における基幹道路の整備並びに住宅の建設及び農林漁業の振興を促進するために必要な資金の融通について特別の措置を講ずること等により山村振興対策の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四十二億円の見込である。

## 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

## 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「昭和五十年三月三十日」を昭和五十三年三月三十一日に改める。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している事情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等をさらに三年間実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績をもとに推計すると、一合併組合当たりの減免額は約三百十三万円である。